

## 5 個別施策ごとの実施計画

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
1-1-1-1	協働事業の推進	健康文化部	・参画と協働推進事業 ・自治振興事業	参画と協働の推進 (高砂市民提案型 地域協働推進事業 「夢のシロ」補助 金交付要綱) (高砂市アダプト プログラム推進事 業実施要綱) (高砂市市民災害 補償給付金支給規 程)	市民の個性を活かす市民 参画都市高砂をめざし、 市民が自発的に行う公益 活動を支援する。	市民が自発的に行う公益 活動に対し支援を行う。	○	○	○
1-1-1-2	自治・ふるさと 意識の高揚	企画総務部	市民顕彰事業	市民顕彰 (高砂市表彰規 則)	功労者等の功績を称え顕 彰し、市民の自治意識・ ふるさと意識の高揚を図 る。	各分野で貢献し、その功 績が顕著な者に対し幅広 く褒賞・表彰状を贈ると ともに、広報誌、ホーム ページ、市民ギャラリー で広く周知する。	○	○	○
1-1-1-3	アダプトプロ グラムの推進	健康文化部	・自治振興事業 (再掲) ・参画と協働推 進事業 (再掲)	ボランティア活動 の支援 (高砂市市民災害 補償給付金支給規 程) (高砂市アダプト プログラム推進事 業実施要綱)	・市民が参加するボラン ティア活動中の偶発的な 事故に対応し、市民ボラ ンティア活動等による市 民の参画と協働を推進す る。 ・市と市民が協働して築 く緑あふれる美しいまち づくりを推進するととも に、市民の環境美化に対 する意識の高揚と地域コ ミュニティの再生を促進 する。	全国市長会市民総合賠償 補償保険に加入する。  アダプトプログラムを実 施し、市民全体のまちづ くりを進める。	○	○	○
1-1-1-4	公募委員枠の拡 大	企画総務部		附属機関等の基本 方針 審議会等の委員公 募に関する要領	市民参画の機会の拡充の ため、審議会等の公募委 員枠を拡大する。	附属機関等の基本方針や 審議会等の委員公募に関 する要領を関係課に周知 する。	○	○	○
1-1-1-5	市民の発想力に よる地域の活性 化	健康文化部	参画と協働推進 事業 (再掲)	提案型地域協働推 進事業 (高砂市民提案型 地域協働推進事業 「夢のシロ」補助 金交付要綱)	市民の柔軟な発想力を具 現化する事業に対し支援 を行い、市民主体のまち づくり活動を活性化し、 元気なまちの実現をめざ す。	市民が企画・提案し、実 践するまちづくり活動に 対して、支援を行う。	○	○	○
1-1-2-1	広報誌の充実	企画総務部	広報広聴事業	広報の充実	市政情報をわかりやすく 効果的に発信するため、 広報誌の充実を図る。	市の重点施策等を計画段 階からお知らせすると ともに、レイアウトなどを 工夫し、見せる・読ませ る広報誌の編集をする。	○	○	○
1-1-2-2	情報発信の充実	企画総務部	広報広聴事業	情報発信の充実	行政情報を総合的にわか りやすく提供するため 様々なメディアを活用し た広報活動を充実する。	官民協働事業として、市 民の暮らしに役立つ行政 情報を掲載した冊子をゼ ロ予算で発行し全戸配布 する。	○	—	—
1-1-2-3	市民の市政参加 の促進	企画総務部	意見公募	意見公募 (市民意見公募手 続要綱)	政策形成過程における公 正性の確保と透明性の向 上を図り、市民参画によ る開かれた市政を推進す る。	市民意見公募を実施、公 募結果の公表を行う。	○	○	○
1-1-2-3	市民の市政参加 の促進	企画総務部	地域ミーティ ング	地域ミーティング	市長と市民が直接対話す る地域ミーティング「ふ れあい座談会」を実施 し、貴重な意見提言を市 政運営に反映する。	市長と話そう「ふれあい 座談会」と題し、市長が 市民の皆さんのもとへ直 接伺い対話する意見交換 会を行う。	○	○	○
1-1-2-3	市民の市政参加 の促進	企画総務部	まちづくり出前 講座	まちづくり出前 講座 (高砂市まちづ くり出前講座実施要 綱)	市民の要望に応じて職員 が出向き、市政のしく みや施策などを説明する 「まちづくり出前講座」 の充実を図る。	市職員が地域に出向き、 市政のしくみや施策、 制度・サービスなどにつ いて説明する。	○	○	○
1-1-2-4	市民満足度調査 の実施	企画総務部	市民満足度調査	市民満足度調査	総合計画における施策・ 事業について、市民の皆 様の満足度、重要度を伺 い、総合計画やたかさご 未来総合戦略の推進の基 礎資料にする。	平成25年度から2年ごと に実施。	—	○	—
1-1-2-5	市民相談の充実	健康文化部	市民相談事業	市民相談窓口	市民生活における多様 化・複雑化する諸問題に 対応するため、電話や面 談での適切な相談業務を 実施するとともに、専門 相談窓口や関係機関の案 内など相談体制の充実を 図る。	市民相談、法律相談、行 政相談、行政書士相談等 により、適切な指導、助 言、案内等を行う。	○	○	○
1-1-2-5	市民相談の充実	健康文化部	市民相談事業 (再掲)	市民相談窓口	犯罪被害者支援の充実 に努める。	他機関との連携に努め る。	○	○	○
1-1-3-1-1	地域コミュニ ティの活性化	健康文化部	・自治振興事業 (再掲)	自治会活動の支援 (高砂市連合自治 会会則) (高砂市連合自治 会事業補助金交付 要綱) (高砂市単位自治 会事業補助金交付 要綱)	コミュニティ活動の機会 の提供と情報発信をし、 多くの地域住民の参画を 促進する。	ホームページや掲示板の 活用により、コミュニ ティ情報の共有化を図 る。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
1-1-3-1-2	自治会活動の活性化	健康文化部	・自治振興事業 (再掲)	自治会活動の支援 (高砂市連合自治会会則) (高砂市連合自治会事業補助金交付要綱) (高砂市単位自治会事業補助金交付要綱)	自治会相互の連絡調整を行い、自治会と相協力してよりよい郷土づくりに寄与する。	高砂市連合自治会事業、高砂市単位自治会事業に対し支援を行う。	○	○	○
1-1-3-1-2	自治会活動の活性化	健康文化部	・集会施設整備費補助事業 ・集会施設等整備資金融資事業	(集会施設整備事業補助金交付要綱) (集会施設等整備資金融資あつせん制度要綱) (高砂市集会施設等整備資金融資利子補給金交付要領)	地域コミュニティ活動の大切な拠点である集会所施設の整備を支援する。	集会施設を建設しようとする自治会に対し、その建設に要する費用を助成する。 集会所の建設等に要する資金の融資のあつせんを行う。 集会施設等整備資金融資利子に対して補給金を交付する。	○	○	○
1-1-3-1-3	地域リーダーの育成	健康文化部	・自治振興事業 (再掲) ・参画と協働推進事業 (再掲)	人材の発掘・育成 (高砂市連合自治会会則) (高砂市連合自治会事業補助金交付要綱) (高砂市単位自治会事業補助金交付要綱) (高砂市民提案型地域協働推進事業「夢のシロ」補助金交付要綱) (高砂市アダプトプログラム推進事業実施要綱)	コミュニティの育成を支援するとともに、各活動の積極的な連携を促進する。	地域社会に関心をもつきっかけづくりを提供し、参加機会の提供を促し、人材の発掘・育成を図る。	○	○	○
1-1-3-1-3	地域リーダーの育成	健康文化部	コミュニティセンター管理運営事業	コミュニティ活動の支援 (高砂地区コミュニティセンターの運営に係る補助金交付要綱)	市民の地域に対する関心や理解を促し、地域の特色をいかしたコミュニティ活動の促進のためコミュニティリーダーの人材発掘、育成に努めます。	コミュニティ活動を支援するため、高砂地区コミュニティセンター管理運営協議会に対し、管理運営経費の一部について支援を行う。	○	○	○
1-1-3-1-4	コミュニティ意識の高揚	健康文化部	自治振興事業 (再掲)	コミュニティ活動の支援	地域コミュニティ活動の推進を図る。	高砂市連合自治会が行う行事の充実を図る。各種団体と連携をとり地域事業の情報提供に努め、参加促進を図る。	○	○	○
1-1-3-1-5	まちづくり団体等への支援	健康文化部	参画と協働推進事業	高砂市民提案型地域協働推進事業「夢のシロ」補助金交付要綱	地域やコミュニティ活動などに関する情報の提供・交換機能を充実し、コミュニティ活動の活性化や参加拡大を促進します。	市民が行うまちづくり活動に情報提供や支援を行う。ボランティア活動について、市民にわかりやすく周知する。	○	○	○
1-1-3-1-5	まちづくり団体等への支援	こども未来部	未来戦略推進事業	未来戦略推進活動支援補助金交付要綱	市民活動組織の設立や活動を支援することにより、たかさご未来総合戦略の推進につなげる。	未来戦略推進活動支援補助金制度により、たかさご未来総合戦略を推進する市民活動組織の設立や活動を支援する。	○	○	○
1-1-3-1-6	市民活動等に対するポイント制度の構築	健康文化部	健康増進	高砂にこにこポイント制度実施要綱	市民の健康寿命の延伸、移住・定住対策、市政への参画の促進、文化・スポーツの振興及び商業の活性化に取り組み、市民がいつでもこにこ笑顔で暮らせるまちの実現を目的とする。	にこにこポイント制度事業	○	○	—
1-1-3-2-1	「たかさご」への定着の支援	こども未来部	未来戦略推進事業	新婚世帯家賃等補助金交付要綱	若い世代の人口減対策として、結婚に伴う新生活のスタートを支援する。	年収600万円未満の新婚世帯に民間賃貸住宅の家賃の一部を助成するとともに、所得340万円未満の新婚世帯には引越し費用の一部も助成する。	○	○	○
1-1-3-2-1	「たかさご」への定着の支援	こども未来部	未来戦略推進事業	新婚・子育て世帯新築住宅取得奨励金及び社宅等整備奨励金交付要綱	新婚・子育て世帯の住宅新築及び企業の社宅等の建設を奨励し、市内への移住・定住を促進する。	市内への新婚・子育て世帯の新築住宅取得や市内企業の社宅等整備を奨励する制度を推進する。	○	○	○
1-1-3-2-1	「たかさご」への定着の支援	こども未来部	未来戦略推進事業		移住・定住施策を進めることによって、流出人口の抑制を図り、人口減少に歯止めをかける。	移住希望者への相談窓口を設置し、情報提供や移住・定住施策に取り組む。市ホームページや全国移住ナビの内容充実を図る。	○	○	○
1-1-3-2-1	「たかさご」への定着の支援	こども未来部			新たな住宅購入支援や空き家の活用方策など定住への支援方策の検討を行う。	金融機関や住宅関係事業者等と協議を行う。	○	○	○
1-1-3-2-3	地元雇用の促進	こども未来部			ワークライフバランスの観点から職住近接を促進する方策と地元雇用を促す方策の調査、研究を行う。	雇用関係部署とも連携し、市内企業等と方策について協議を行う。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
1-1-3-2-4	シティプロモーション	企画総務部	広報広聴事業	広報の充実	市に愛着をより一層持ってもらうため、市のイメージアップを図る取組と市の魅力や情報を発信する。	あらゆる広報媒体を活用し、市内外へのアピールを進める。	○	○	○
1-1-3-2-4	シティプロモーション	こども未来部			移住・定住を促進するため、また市に愛着をより一層持ってもらうため市のアピールを強化する。	インターネット等を活用し、市内外へのアピールを進める。	○	○	○
2-1-1-1	安全で安心して暮らせる環境づくり	福祉部	高齢者福祉事務事業	災害時要援護者支援制度事務	災害が発生した時や災害の恐れがある場合に、ひとりりで避難することが難しいため、災害時要援護者を事前に登録し、地域で支援を受けられる体制づくりを進める。	災害時要援護者が、災害時等における支援を地域の中で受けられ、安心安全に暮らすことができるようにするため災害時要援護者台帳の整備を行う。	○	○	○
2-1-1-1	安全で安心して暮らせる環境づくり	福祉部	障害者自立支援事業	障害者虐待対策経費（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	市町村障害者虐待防止センターとしての啓発、相談対応、支援を行い、障がい者やその養護者の権利擁護に資する。	障害者虐待の防止及び早期発見に向けた啓発と、虐待発生時の緊急対応（障がい者の一時保護と養護者への支援）を行う。	○	○	○
2-1-1-1	安全で安心して暮らせる環境づくり	まちづくり部	福祉のまちづくり事務事業	福祉のまちづくり事務（福祉のまちづくり条例）	住みやすい生活環境の整備に向け、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進する。	福祉のまちづくりに要する経費	○	○	○
2-1-1-2	福祉や地域に対する意識の向上	福祉部	社会福祉事務事業	社会福祉事務車両維持管理	地域福祉の向上を図る。	地域福祉計画庁内委員会、推進委員会の開催	○	○	○
2-1-1-3	情報提供の充実及び情報の共有化	福祉部			地域組織や団体等の福祉の担い手への情報提供の充実及び情報の共有化	市ホームページでの地域福祉情報の発信	○	○	○
2-1-1-5	福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり	福祉部	各種団体助成事業	社会福祉団体補助金要綱	市民とともに地域社会を進めていくために設立された団体で、きめ細やかな地域福祉を行うことを目標として活動し、特に社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、市民の福祉の向上に資する。	社会福祉団体に対する事業補助	○	○	○
2-1-1-5	福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり	福祉部	高砂市ユアアイ福祉交流センター運営管理事業	高砂市ユアアイ福祉交流センター運営管理経費（高砂市ユアアイ福祉交流センター条例）	障がい者・高齢者・子育て世代の交流の場として地域福祉の拠点づくりを推進する。	高砂市ユアアイ福祉交流センターの指定管理者による管理運営	○	○	○
2-1-1-5	福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり	福祉部	民生委員・児童委員活動事業	民生委員・児童委員活動経費（民生委員児童委員協議会運営費補助金交付要綱）	民生委員・児童委員及び民生・児童協力委員の地域福祉活動に係る費用を援助する。	民生委員推薦会の開催 活動費補助金の交付 ボランティア保険の加入	○	○	○
2-1-1-6	福祉サービス・制度の適切な利用の推進	福祉部	社会福祉事務事業	社会福祉事務（社会福祉法）	社会福祉法人を指導監督する。	書類監査及び実地監査の実施 社会福祉法人の設立認可	○	○	○
2-1-1-6	福祉サービス・制度の適切な利用の推進	福祉部	社会福祉事務事業	成年後見制度事務（高砂市成年後見制度利用支援事業実施要綱）	権利擁護に関する支援を行う。	審判の請求及び請求に要する費用の負担 成年後見制度利用者に対する助成金の支給	○	○	○
2-1-2-1	子育て支援の充実	こども未来部	各幼稚園整備事業	教育・保育施設防犯カメラ設置事業	教育・保育施設等の利用者の安全確保及び施設の保全を目的とする。	教育・保育施設（幼稚園）に防犯カメラを設置する。	○	—	—
2-1-2-1	子育て支援の充実	こども未来部	子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業経費（高砂市つどいの広場事業実施要綱）	地域子育て支援拠点事業を推進し、就園前の子どもを持つ親子の子育てに関する相談や遊び等を通じて、子どもの健全育成を図る。	子育てサークル育成支援、体験保育、つどいの広場やオープンルーム等を行う。	○	○	○
2-1-2-1	子育て支援の充実	こども未来部	子育て支援センター整備事業	教育・保育施設防犯カメラ設置事業	北部子育て支援センターの利用者の安全確保及び施設の保全を目的とする。	北部子育て支援センターに防犯カメラを設置する。	○	—	—
2-1-2-1	子育て支援の充実	こども未来部	保育所等整備事業	教育・保育施設防犯カメラ設置事業	教育・保育施設等の利用者の安全確保及び施設の保全を目的とする。	教育・保育施設（保育園、こども園）に防犯カメラを設置する。	○	—	—
2-1-2-1	子育て支援の充実	こども未来部	幼稚園施設建設事業	荒井幼稚園空調整備事業	幼児期にふさわしい生活環境を提供するため、荒井幼稚園に空調設備を導入する。	荒井幼稚園空調設備導入に伴う設計業務。	○	—	—
2-1-2-1	子育て支援の充実	こども未来部	児童健全育成事業	子ども・子育て支援新制度経費（高砂市子ども・子育て・若者会議条例）	子ども・子育て・若者会議にて、子ども・子育て・若者支援施策全般について調査・審議を行う。	子ども・子育て・若者会議に係る経費。	○	○	○
2-1-2-1	子育て支援の充実	こども未来部	児童健全育成事業	子ども・子育て支援新制度経費	子ども・子育て支援新システムにおいて教育・保育施設の入退所及び保育料管理を行う。	子ども・子育て支援新システムに係る経費。	○	○	○
2-1-2-1	子育て支援の充実	こども未来部	児童健全育成事業	地域組織活動助成事業助成（高砂市母親クラブ活動助成金交付要綱）	家庭児童の健全育成を図るため、地域住民の積極的参加による地域活動の促進を図る。	地域組織活動助成補助として、市内の母親を中心とする子育て自主サークルに補助金を交付する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-2-1-1	子育て家庭への 支援	こども未来 部	子育て支援セン ター運営管理事 業	子育て支援セン ター運営管理経費 (高砂市子育て支 援センター条例)	地域子育て支援拠点事 業を実施し、子育ての不安 や負担感を軽減し、子育 ての仲間づくりを推進す る施設として、子育て支 援センターを運営する。	子育て支援センター（北 部子育て支援センター含 む）施設管理を行う。	○	○	○
2-1-2-1-1	子育て家庭への 支援	こども未来 部	子育て情報の発 信の強化		子育てアプリ等による子 育て情報の発信の強化	子育てアプリ等の導入に より、子育て情報の発信 の強化を図る。	○	○	○
2-1-2-1-1	子育て家庭への 支援	こども未来 部	児童福祉施設措 置事業	母子生活支援施設 措置経費 (児童福祉法第23 条)	母子生活支援施設へ対 象世帯を措置することによ り、児童の保護と女性の 社会的自立促進を図る。	児童福祉法第23条の規 定により、配偶者のない女 子又はこれに準ずる事情 にある女子を母子生活支 援施設に措置する。	○	○	○
2-1-2-1-1	子育て家庭への 支援	こども未来 部	児童福祉施設措 置事業	子育て家庭支援短 期入所措置経費 (高砂市子育て家庭 支援短期入所事業 実施要綱)	児童を養育している家 庭の保護者が、病気や看護 といった社会的な事由によ って一時的に養育困難 となった場合に、一週間 を限度に高砂市が指定す る児童福祉施設で児童を 保護し、児童及び母子等 の福祉の向上を図る。	市が指定する児童福祉施 設で一定期間、児童や母 子の一時保護を行う。	○	○	○
2-1-2-1-2	子育て支援のコ ミュニティ整備	こども未来 部	子育て支援事業	ファミリーサポ ートセンター運営委 託料 (兵庫県健康福祉 部補助金交付要 綱)	ファミリーサポートセ ンターの会員同士が地域 の中で子育ての相互援助活 動を行う。	ファミリーサポートセ ンター運営管理に要する委 託料を支払う。	○	○	○
2-1-2-1-2	子育て支援のコ ミュニティ整備	こども未来 部	私立保育所等施 設整備費補助事 業	保育所等整備交付 金要綱 認定こども園施設 整備交付金実施要 領	老朽化した私立認定こ ども園の施設整備に対 して補助を行うことによ り、園児の安全・安心を確 保し、保育の充実を図る。	国の保育所等整備交付 金と認定こども園施設 整備交付金を利用し、私 立認定こども園の施設 整備に対して補助を行 う。	○	—	—
2-1-2-1-3	就労と子育ての 両立支援	こども未来 部	梅井保育園の改 築	幼保連携型認定こ ども園化の推進	老朽化施設整備 幼児教育・保育の一 体提供と質の向上	老朽化施設整備に併 せ、質の高い幼児教育・保 育が適切に提供できるよ う認定こども園への移行 を行う。	○	—	—
2-1-2-1-3	就労と子育ての 両立支援	こども未来 部	学童保育事業の 充実	放課後児童健全育 成事業の設備及び 運営に関する基準 を定める条例	学童保育所の環境整 備を行う。	保育スペースの確保 を行う。	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての 両立支援	こども未来 部	教育・保育給付 事業	教育・保育給付費 負担金 (子ども子育て支 援法第27条、附則 第6条)	特定教育・保育施設 を利用する児童への教 育・保育の実施及び良 好な施設環境の充実 を図る。	私立保育所、認定こ ども園など教育・保育 事業を行う事業者 に施設型給付費等 を支弁する。	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての 両立支援	こども未来 部	公立保育所等運 営管理事業	保育所運営管理 (児童福祉法第51 条第4号)	公立保育所において、 保育が必要な児童への 保育の実施及び良好な 保育環境の充実を図 る。	公立保育所の管理運 営の充実、保育士の 資質向上、保育環境 の充実	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての 両立支援	こども未来 部	子ども・子育て 支援事業	特別保育事業補助 金 (子ども・子育て 支援事業補助金 (高砂市各種事業 等補助金交付規 則))	子育て家庭が安心して、 子どもを産み育てるこ とができるよう、また、 仕事と子育ての両立が できるように地域子 ども・子育て支援事業 の充実を図る。	利用者支援事業、障 害児保育事業、保 育所地域活動事業、 延長保育事業、一 時預かり事業及び 実費徴収にかかる給 付事業を実施する。	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての 両立支援	こども未来 部	子ども・子育て 支援事業	病児保育事業補助 金 (高砂市各種事業 等補助金交付規 則)	保護者の子育てと就 労の両立を支援する とともに、児童の健 全な育成及び質の 向上に寄与する。	病児保育事業を実 施する事業者に対 し、病児保育事業 補助金を交付する。	○	○	○
2-1-2-1-3	就労と子育ての 両立支援	こども未来 部	児童健全育成事 業	学童保育事業補助 金 (学童保育事業補 助金交付要綱)	留守家庭児童の健 全育成を図るため、 学童保育事業を実 施する団体に対し、 助成金を交付する。	市内10小学校14 所で実施される学 童保育所を運営す る[高砂キッズ・ スペース]、[洗心 福祉会]に対し、 学童保育事業補 助金を交付する。	○	○	○
2-1-2-1-4	子育てに伴う経 済的負担の軽減	こども未来 部	子ども・子育て 支援事業	子ども・子育て支 援経費	要保護世帯の子育 てにかかる経済的 負担の軽減を図 る。	子ども・子育て支 援制度における要 保護世帯に対し、 給食費(副食費相 当)及び教材費を 助成する。	○	○	○
2-1-2-1-4	子育てに伴う経 済的負担の軽減	健康文化 部	福祉医療事業	高砂市医療費助 成条例	子育てにかかる負 担の軽減を図 る。	乳幼児・こども・高 校生等に係る医療 費助成を実施す る。	○	○	○
2-1-2-1-4	子育てに伴う経 済的負担の軽減	こども未来 部	児童健全育成事 業	高砂市障害児通 園費助成金交付 要綱	心身障害児の通 園費の助成を図 る。	心身障害児の通 園費の助成を図 る。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-2-1-6	児童虐待の早期発見と早期対応	こども未来部	児童健全育成事業	要保護児童対策経費 (高砂市子どもを虐待から守る条例)	要保護児童対策として、児童虐待防止対策強化のための広報啓発活動や家庭児童相談室の体制の強化を図ることにより、児童虐待の未然防止を図る。	児童虐待防止のため、啓発グッズの配布、関係者への講習会の開催等による啓発や家庭児童相談システムの導入で、要保護児童に関わる相談や情報の整理を迅速にするとともに、訪問や支援体制など関係機関との連携を強化し、虐待防止に努める。 児童の養育について支援が必要である家庭に対し、家事及び育児等の援助を行う養育支援家庭訪問事業を実施する。	○	○	○
2-1-2-1-7	認定こども園への移行	こども未来部	公立保育所等運営管理事業	保育所備品購入経費 (認定こども園法第9条)	認定こども園において実施する子育て支援事業の充実を図る。	認定こども園において実施する子育て支援事業の環境整備	○	○	○
2-1-2-1-7	認定こども園への移行	こども未来部	公立保育所等運営管理事業	梅井保育園整備事業経費	公立保育所において、保育が必要な児童への保育の実施及び良好な保育環境の充実を図る。	梅井保育園建替え工事における新園舎完成時に必要となる経費(手数料、委託料等)	○	○	—
2-1-2-1-7	認定こども園への移行	こども未来部	保育所等建設事業	梅井保育園整備事業経費	老朽化した施設の建替工事を実施することで、教育・保育を提供するための環境整備を図る。	平成31年4月の開園に向け、梅井保育園の新築改修工事を実施	○	○	—
2-1-2-1-7	認定こども園への移行	こども未来部	保育所等建設事業	幼保連携型認定こども園化の推進	高砂市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世帯お多様なニーズに対応でき、保育園・幼稚園の良い機能を併せ持つ質の高い幼児教育・保育が提供できるよう、米田保育園・米田幼稚園を一体化のうえ、平成32年度より認定こども園に移行する。	整備工事に伴い、事前に必要となる経費(手数料、委託料等)【米田地区】	○	○	○
2-1-2-1-7	認定こども園への移行	こども未来部	保育所等建設事業	幼保連携型認定こども園化の推進	高砂市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世帯お多様なニーズに対応でき、保育園・幼稚園の良い機能を併せ持つ質の高い幼児教育・保育が提供できるよう、曾根保育園・曾根幼稚園を一体化のうえ、平成32年度より認定こども園に移行する。	整備工事に伴い、事前に必要となる経費(手数料、委託料等)【曾根地区】	○	○	○
2-1-2-1-7	認定こども園への移行	こども未来部	保育所等初年度備品購入事業	梅井保育園整備事業経費	認定こども園において必要となる備品の整備、充実を図る。	認定こども園における環境整備、備品購入	○	—	—
2-1-2-1-7	認定こども園への移行	こども未来部	幼保の認定こども園化	幼保連携型認定こども園化の推進	幼児教育・保育の一体的提供と質の向上	質の高い幼児教育・保育が適切に提供できるよう計画的に認定こども園への移行促進を行う。	○	○	○
2-1-2-2	結婚、出産への支援	こども未来部	児童健全育成事業 (再掲)	子ども・子育て支援新制度経費	子ども・子育て支援新システムにおいて教育・保育施設の入退所及び保育料管理を行う。	子ども・子育て支援新システムに係る経費。	○	○	○
2-1-2-2-1	安心して子どもを産み、育てることのできる環境の整備	健康文化部	母子保健事業	母子事業 (母子保健法)	妊娠した時から、子育てへの支援として、不安の高い妊婦に対し、健診やその助成を行うとともに、情報提供や相談を実施し、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整備する。	妊婦健康診査費助成、妊婦歯科健診等	○	○	○
2-1-2-2-2	健やかに親子が暮らせるための切れ目ない支援	健康文化部	母子保健事業	母子事業 (母子保健法) (児童福祉法) (子ども・子育て支援法)	次世代を健やかに育てるための基盤とらえ、親子の健康管理と孤立しないために妊娠前から切れ目ない相談や訪問指導を行うなどの支援を実施する。	産後ケア事業、乳幼児健診・5歳児相談、育児教室・発達相談・巡回相談・各種訪問指導・養育医療事業等	○	○	○
2-1-2-2-3	プライダル都市のアピールの強化	健康文化部	戸籍住民基本台帳事務事業	戸籍事務	プライダル都市のアピール	ご当地婚姻届、出生届の作成	○	○	○
2-1-2-2-3	プライダル都市のアピールの強化	こども未来部	未来戦略推進事業	新婚世帯家賃等補助金交付要綱	若い世代の人口減対策として、結婚に伴う新生活のスタートを支援する。	年収600万円未満の新婚世帯に民間賃貸住宅の家賃の一部を助成するとともに、所得340万円未満の新婚世帯には引越し費用の一部も助成する。	○	○	○
2-1-2-2-4	出産を希望する人への支援	健康文化部	母子保健事業	母子事業	妊娠を希望する人への支援として、不妊治療等への支援を実施する。	不妊治療費及び不妊症治療費助成事業	○	○	○
2-1-2-2-5	多子世帯への支援	こども未来部	ひょうご保育料軽減事業	ひょうご保育料軽減事業助成金実施要綱	多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	同一世帯に子どもが2人以上おり、第2番目以降の子どもが保育所等に通っている世帯に保育料の一部を助成する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-2-2-5	多子世帯への支援	こども未来部	ひょうご保育料軽減事業	ひょうご保育料軽減事業助成金実施要綱	多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。	同一世帯に子どもが2人以上おり、第2番目以降の子どもが幼稚園に通っている世帯に保育料の一部を助成する。	○	○	○
2-1-2-3-2	青少年（若者）の相談事業の実施	こども未来部	若者支援事業		社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者を支援する。	若者相談窓口を一覧表にまとめたパンフレットを作成、配布し、支援機関の周知を行う。	○	○	○
2-1-2-3-3	若者の夢をかなえる仕組みづくり	こども未来部	未来戦略推進事業		若い世代が主体的にまちづくりや地域での活動に参加、参画できる環境を整備する。	若い世代等の市民活動事例の発表会を開催する。	○	○	○
2-1-2-3-3	若者の夢をかなえる仕組みづくり	こども未来部	未来戦略推進事業	未来戦略推進活動支援補助金交付要綱	若者の市民活動組織の設立や活動を支援することにより、たかさご未来総合戦略の推進につなげる。	未来戦略推進活動支援補助金制度により、たかさご未来総合戦略を推進する市民活動組織の設立や活動を支援する。また、若者会議等、若い世代が主体的にまちづくりや地域での活動に参画できるような体制づくりをする。	○	○	○
2-1-3-2	子育て・生活支援の充実	こども未来部	子ども・子育て支援事業（再掲）	特別保育事業費補助金 地域子ども・子育て支援事業補助金（高砂市各種事業等補助金交付規則）	子育てが安心して、子どもを産み育てることができるよう、また、仕事と子育ての両立ができるように地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。	利用者支援事業、障害児保育事業、保育所地域活動事業、延長保育事業、一時預かり事業及び実費徴収にかかる給付事業を実施する。	○	○	○
2-1-3-2	子育て・生活支援の充実	こども未来部	母子福祉事業	ひとり親家庭等自立支援（高砂市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱） （高砂市ひとり親家庭等普通免許等取得費助成事業要綱） （高砂市ひとり親家庭等家事支援事業実施要綱） （高砂市高等技能訓練促進費等事業実施要綱）	ひとり親の父子及び母子等の就業の際に有利となる職業能力の開発支援を図る。また、家事支援を行い生活の安定を図る。	自立支援教育訓練給付補助、普通自動車等免許取得費助成、家事支援補助、高等技能訓練促進費補助を行う。	○	○	○
2-1-3-2	子育て・生活支援の充実	こども未来部	児童健全育成事業（再掲）	子ども・子育て支援新制度経費	子ども・子育て支援新システムにおいて教育・保育施設の入退所及び保育料管理を行う。	子ども・子育て支援新システムに係る経費。	○	○	○
2-1-3-3	経済的支援の推進	こども未来部	児童手当給付事業	児童手当給付経費（児童手当法）	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	児童を養育している者に児童手当を支給する。	○	○	○
2-1-3-3	経済的支援の推進	こども未来部	児童扶養手当給付事業	児童扶養手当給付（児童扶養手当法）	ひとり親家庭等で児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親家庭等で児童を養育している保護者等に児童扶養手当を支給する。	○	○	○
2-1-3-3	経済的支援の推進	こども未来部			ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進する。	ひとり親家庭及び寡婦を対象に、修学資金をはじめとした13種類（寡婦は12種類）の資金からなる貸付制度の相談に応じる。	○	○	○
2-1-3-4	相談・情報提供体制の充実	こども未来部	母子福祉事業	母子福祉（母子及び寡婦福祉法） （高砂市母子家庭等自立促進計画）	ひとり親家庭が抱える問題を把握し、自立かつ安定した生活の中で、安心して子育てができる環境をつくるため、関係機関と連携し、相談、情報提供体制の充実等、総合的な自立支援を図る。	ひとり親家庭の福祉の充実を図る。 ・就業相談や職業能力向上のための資格取得 ・技能習得の支援 ・就職支援体制アンケート調査（ひとり親の生活状況、自立支援の状況、自立支援利用後の状況を把握）	○	○	○
2-1-3-4	相談・情報提供体制の充実	こども未来部			ひとり親家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、養育に必要な費用である養育費の取り決めとその確保の啓発に努める。	パンフレット等を活用し、情報提供を行う。	○		○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-4-1	障がい者施策の周知及び相談支援体制等の充実	福祉部	自立支援協議会運営委託料	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障がい者やその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する関係機関等により構成される協議会において、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報共有と連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。	障がい者や事業所、関係機関、団体等による、地域の障がい者福祉を推進するための会議・研修会等の企画運営	○	○	○
2-1-4-2	総合的なケアマネジメント体制の推進	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	相談支援事業者で市が委託した法人の専門相談員が相談を受け適切な援助に繋げていく。	障害者相談支援事業（専門相談員を配置）	○	○	○
2-1-4-2	総合的なケアマネジメント体制の推進	福祉部	障害者自立支援事業	車両維持管理経費	相談支援事業用車両の維持管理	相談支援事業用車両の維持管理	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者交流事業補助金	高砂市障害者交流事業補助金	障がい者やその家族、地域住民等による、地域における自発的な交流啓発事業を支援することにより、共生社会の実現を図る。	障がい者やその家族、地域住民等による交流啓発事業に対する補助	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	心身障害者（児）住宅改造助成経費（高砂市住宅改造助成金交付要綱）	障がい者（児）が住宅の一部を改造しようとする場合、その経費の一部を助成し、福祉の増進を図る。	身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A判定の者であって日常生活において介護を要する状態にある者の居住する住宅の改修費を補助する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	福祉タクシー助成（高砂市障害者（児）福祉タクシー料金助成事業実施要綱）	障がい者（児）が移動手段として、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、社会参加と自立の促進を図り、もってその福祉の増進に資する。	重度障がい者にタクシー料金を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	障害者援助事務	障がい者等が在宅で自立した生活を送るための支援を行う。	在宅福祉事業における事務経費	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	言語発達相談（高砂市言語発達相談利用者補助要綱）	言語による発達上の支障を持ち、なんらかの援助を必要とする18歳未満の児童及びその保護者に対し、言語発達遅滞に関する相談、正しい知識の習得及び指導、言語発達訓練等に要する費用の一部を補助することにより福祉の増進に寄与する。	言語に発達上支障がある児童とその保護者の相談等に対する費用を助成する。（月額上限3,000円）	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	心身障害者通園費助成（高砂市障害者通園費助成金交付要綱）	高砂市以外にある障害者施設に通っている者またはその保護者に当該施設への通園に要する費用の一部を助成することにより、負担の軽減を図り、もって障がい者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。	心身障害者通園費を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	在宅福祉事業	宿泊施設利用助成（高砂市高齢者及び心身障害者（児）宿泊施設利用助成要綱）	宿泊施設を宿泊利用する心身障がい者（児）等に対し、その使用料の一部を助成し、もって健康の増進と福祉の向上を図る。	身体障害者1～4級の手帳所持者、重度・中度の知的障害者（児）に利用費の一部を助成	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	重度心身障害者（児）介護手当給付事業	重度心身障害者（児）介護手当給付（高砂市重度心身障害者（児）介護手当支給条例）	重度心身障害者（児）の介護者に対して介護手当を支給することにより、介護者、障害者（児）の負担を軽減し、福祉の増進を図る在宅福祉の増進を図る。	重度心身障害者（児）の介護者に手当金を支給	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障がい者施設の整備充実		障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。	高砂市内の障害福祉サービス事業所の建て替えを支援する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害者自立支援経費（障害者総合支援法）	18歳未満の身体に障害のある児童に対し、確実にその障害を取り除いたり、または軽くする治療効果が期待できる者へ医療の支給を行う。	育成医療の受給に係る費用を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害者自立支援経費（障害者総合支援法）	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者に対し、確実にその障がいを取り除いたり、または軽くする治療効果が期待できる者へ医療の支給を行う。	更生医療の受給に係る費用を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害児支援経費（児童福祉法）	療育や訓練が必要な児童に対し、通所施設等の利用を通じて必要な支援を行う。	障害児の通所支援や相談支援の利用に係る給付費を支給する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域活動支援センター補助金（高砂市地域活動支援センター運営費補助金交付要綱）	地域活動支援センターの利用を通じ、障がい者等が自立した日常生活を送るために必要な支援を行う。	地域活動支援センターの運営を行う法人に対し、補助金を交付する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進する。	障がい者等の移動支援を行う。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	身体障がい者が道路交通法の規定による普通第一種免許を取得するのに要した費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図る。	身体障がい者の自動車運転免許取得費を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資する。	身体障がい者の自動車改造費を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害者自立支援事務（障害者総合支援法）	障がい者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。	障害者総合支援法に基づく事務経費	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	市町村自立支援給付等審査会（障害者総合支援法）	障害支援区分の審査及び判定等のため設置する。	高砂市自立支援給付等審査会を運営する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害者自立支援経費（障害者総合支援法）	身体障がい者（児）の欠損又は損なわれた身体機能を補完または代償する。	補装具の購入等に係る費用を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	グループホーム等家賃助成費（高砂市グループホーム等利用者家賃負担軽減事業実施要綱）	障がい者の地域移行を進める。	グループホームの家賃を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害福祉サービスにかかる経費（障害者総合支援法）	障害福祉サービス等の利用を通じ、障がい者（児）等が日常生活を送るために必要な支援を行う。	障害福祉サービス等の利用に係る給付費を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業助成金（高砂市在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業実施要綱）	在宅重症心身障害児（者）の訪問看護利用料を助成することにより、福祉の増進に寄与する。	在宅の重症心身障害児（者）が支払う訪問看護利用料を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	障がい者にスポーツを親しむ機会を与えることにより、障がい者の健康増進と生活の豊かさへ資する。	スポーツ教室開催（障がい児、視覚障がい者に応じたスポーツ教室を開催）	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	聴覚障がい者又は音声機能若しくは言語機能障がい者等意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣することにより、コミュニケーションの円滑化を図り、社会参加の促進に寄与する。	手話通訳者要約筆記者等の設置・派遣や、手話奉仕員を養成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	在宅の知的障がい者の社会参加を図るため、一定期間保護者から独立させ宿泊による生活訓練を実施する自立生活訓練施設を、設置運営する知的障がい者等の家族等で組織する団体等に対し、その経費を補助することによって、地域での自立生活を促進する。	自立生活訓練ホームの運営を行う法人に対し、補助金を交付する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	障がい者に低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することで障がい者の地域生活を支援する。	福祉ホームの運営を行う法人に対し、補助金を交付する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	障がい者（児）等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を確保する。	障がい者（児）等の日中一時支援を行う。	○	○	○



総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	身体上の障がい等により、家庭において入浴することが困難な身体障がい者（児）に対し、定期的に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供することにより、身体障がい者（児）の健康を増進するとともに、家庭介護の負担の軽減を図り、もって在宅障害者（児）福祉の向上に寄与する。	重度障がい者（児）に訪問入浴サービスを行う。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している身体障がい者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。	身体障害者更生訓練費を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	重度障がい者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付する事業を実施することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。	日常生活用具の給付	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	軽・中度難聴児補聴器購入費助成（高砂市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、健全な発育を支援し、福祉の増進を図る。	軽・中度の難聴児に対し、補聴器等の購入費用等を助成する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	意思疎通が困難な重度障がい者（児）が医療機関に入院した場合に、意思疎通を十分に行うことができるものを派遣し、診療行為の円滑化を図る。	重度障がい者（児）の入院時の意思疎通を支援する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	精神障がい者の理解と社会参加の促進	研修会、講演会の開催（東播磨精神保健協会、東播磨県民局、二市二町の共催で実施）	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	地域生活支援事業にかかる経費（高砂市地域生活支援事業に関する規則）	文字による情報が困難な視覚障がい者に対して、市広報等地域生活をする上で、必要度の高い情報などをカットテープ、CDなどの記録媒体に録音し、定期的に提供することにより、社会参加の促進に寄与する。	声の広報発行（視覚障害者に声の広報を発行）	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	障害者自立支援事業	障害福祉サービスにかかる経費（障害者総合支援法）	就労移行支援、就労継続支援の利用を通じ、障がい者等が就労のために必要な訓練その他必要な支援を行う。	就労支援に係る訓練等給付費を支給する。	○	○	○
2-1-4-3	障がい福祉サービス等の充実	福祉部	特別障害者手当等給付事業	障害児福祉手当特別障害者手当福祉手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	重度心身障害者（児）の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図る。	障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の給付	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	教育部	加古川養護学校通学事業	加古川養護学校通学経費	肢体不自由児童生徒への支援体制の充実を図る。	加古川養護学校通学の児童・生徒のバス送迎	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	こども未来部	障がい児施設の整備充実	高砂児童学園の整備	老朽化施設の整備により地域の中核的な療育支援の充実を図る。	障がい児や障がい児の保護者の相談、支援の充実を図るため老朽化による施設改修整備を行う。	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	こども未来部	高砂児童学園運営管理事業	高砂児童学園運営管理（児童福祉法）	児童発達支援センターとして、通所支援事業のほか身近な地域の障がい児支援の拠点的役割を担う相談支援事業等を行い、地域支援の充実を図る。	高砂児童学園の管理運営及び児童発達支援事業、計画・相談事業・保育所等訪問事業を実施する。	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	こども未来部	高砂児童学園整備事業	教育・保育施設防犯カメラ設置事業	教育・保育施設等の利用者の安全確保及び施設の保全を目的とする。	高砂児童学園に防犯カメラを設置する。	○	○	○
2-1-4-5	障がい児への教育・保育の充実	こども未来部	児童健全育成事業（再掲）	子ども・子育て支援新制度経費	子ども・子育て支援新システムにおいて教育・保育施設の入退所及び保育料管理を行う。	子ども・子育て支援新システムに係る経費。	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス経費（介護保険法）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケア体制の整備を目指す。	要支援者・基本チェックリスト該当者について、自立支援の観点から、介護予防訪問介護相当サービス、Aサービス等を提供する。【短期集中予防サービス】	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	介護予防・生活支援サービス事業	通所型サービス経費（介護保険法）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケア体制の整備を目指す。	要支援者・基本チェックリスト該当者について、自立支援の観点から、介護予防通所介護相当サービス、Aサービス等を提供する。【住民主体の通いの場等】	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント経費（介護保険法）	総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らしている包括的ケアを推進する。	個別ケースの検討を通じて多職種連携によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域課題の発見や地域のネットワークの構築につなげ、市レベルの地域づくりを推進する。	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	高額医療合算介護予防サービス相当事業	高額医療合算介護予防サービス相当経費（介護保険法）	高額医療合算介護予防サービスを行うことにより、利用者の負担軽減を図る。	高額医療合算介護予防サービスの支援を行う。	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	高額介護予防サービス相当事業	高額介護予防サービス相当経費（介護保険法）	高額介護予防サービスの支援を行うことにより、利用者の負担軽減を図る。	高額介護予防サービスの支援を行う。	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進経費（介護保険法）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケア体制の整備を目指す。	医療と介護の連携推進を図る。	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	生活支援体制整備事業	生活支援体制整備経費（介護保険法）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケア体制の整備を目指す。	生活支援体制整備協議会を立ち上げ、生活支援コーディネーターと共に、生活支援サービスの創出を図る。	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	認知症総合支援事業	認知症総合支援経費（介護保険法）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケア体制の整備を目指す。	認知症の方とその家族に対して、初期集中支援チームが関わり、適切に医療につなぐ。また、認知症地域支援推進員と共に認知症のケア向上を推進する。	○	○	○
2-1-5-1	地域包括ケア体制の整備	福祉部	介護予防事業ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント経費（介護保険法）	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケア体制の整備を目指す。	医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを包括的に提供するケアマネジメントの支援を行う。	○	○	○
2-1-5-2	社会参加と交流の促進	福祉部	高齢者生きがい対策事業	老人クラブ助成経費（老人クラブ補助金交付要綱）	高齢者の知識・経験を活かして老人クラブが取り組む子育て支援や見守り活動等の社会参加活動を支援し、老人クラブ活動の充実を図る。	老人クラブ活動費の助成	○	○	○
2-1-5-2	社会参加と交流の促進	福祉部	高齢者生きがい対策事業	宿泊施設利用助成経費（高齢者及び心身障害者（児）宿泊施設利用助成要綱）	高齢者の健康の増進と福祉の向上を図る。	65歳以上の高齢者の楓香荘宿泊利用時1回につき1,000円助成する。	○	○	○
2-1-5-2	社会参加と交流の促進	福祉部	高齢者生きがい対策事業	高齢者敬老支援経費（高砂市敬老事業補助金交付要綱）	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う。	88歳、100歳に祝状と記念品を、最高齢夫婦1組と最高齢男女に記念品を贈呈する。敬老月間にのぼり旗を掲揚する。また、敬老事業に対する助成を行う。	○	○	○
2-1-5-2	社会参加と交流の促進	福祉部	在宅福祉事業	デイサービス運営事業経費（生きがい対応型デイサービス事業実施要綱）	家に閉じこもりがちな高齢者等の自立生活の助長、社会的孤立感の解消、寝たきりの予防を図り、生きがいを持って社会生活を送るための憩いや交流を行う。	生きがい対応型デイサービス運営に要する経費（社会福祉法人高砂市社会福祉協議会、特定非営利活動法人てのひらに運営を委託）	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	健康文化部	外国人等高齢者特別給付金支給事業	給付金支給事務（高砂市外国人等高齢者特別給付金支給要綱）	給付金の支給により福祉の増進に寄与する。	外国人等高齢者特別給付金の支給	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	家族介護支援事業	家族介護支援経費（介護保険法）	家族介護支援を行い、地域で安心して暮らしている包括的ケアを推進する。	高齢者を介護している家族に対して支援を行う。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	権利擁護事業	権利擁護経費（介護保険法）	総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らしている包括的ケアを推進する。	権利擁護講演会の開催、高齢者虐待等の相談を受理し、ケース検討会を実施し対応について協議を行う。また、成年後見制度について、相談を受け制度利用の支援に努める。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	高齢者施設措置事業	高齢者施設入所措置経費（高齢者の福祉に関する規則）	家庭や住まいの事情により居宅での生活が困難な高齢者を措置する。	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに措置する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	高齢者住宅整備推進事業	高齢者住宅改造成経費（高砂市住宅改造成成金交付要綱）	日常生活を営むうえで支障がある高齢者が住宅を改造する費用の一部を助成する。	住宅改造費の一部助成。介護保険制度の住宅改修費が20万円を超える方に対する上乗せ事業で、生計中心者の課税状況に応じて助成	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	在宅福祉事業	はり・灸・マッサージ等施術経費（高砂市高齢者はり・きゆう、マッサージ等施術費助成規則）	はり・灸・マッサージ等を受ける高齢者に対し、費用の一部を助成することにより、高齢者の健康増進を図る。	70歳以上の高齢者に施術費1回1,000円の助成券を年間12枚交付する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	在宅福祉事業	高齢者日常生活用具給付経費（高砂市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱）	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者で寝たきりや心身機能の低下に伴い防火対策が必要な高齢者に対し、電磁調理器等日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。	電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	在宅福祉事業	緊急通報システム経費（高砂市緊急通報システム事業実施要綱）	概ね65歳以上の一人暮らし高齢者又は要介護3以上の高齢者がいる高齢者世帯で、家庭で緊急事態に陥った時、無線発信機等を用いて消防本部に通報、協力員による安否確認、消防署の救急出動により、当該高齢者の救助を行う。	本人、親族や民生委員の見守り活動の中から申請により、無線発信機等の設置	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	総合相談事業	総合相談経費（介護保険法）	総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らしている包括的ケアを推進する。	地域包括支援センターと市内4箇所の協力センターで総合相談支援を実施する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	地域自立生活支援事業	地域自立生活支援経費（介護保険法）	地域の民生委員等から報告された要援護者に対する援助（支援）方針について検討を行い、適切なサービスにつなげる。また、高齢者住宅等安心確保対策事業で高齢者の見守りを行う。	民生委員等を中心に地域での見守り活動を行う。また、県営松波高層住宅及び市営松波住宅における高齢者等向け住宅入居者に対し、生活援助員を派遣し高齢者等の安否確認や緊急時の対応等を行う。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	地域包括支援センター運営協議会運営事業	地域包括支援センター運営協議会運営経費（介護保険法）	医療・介護・福祉などのサービスが総合的に提供されるよう、地域で支え合う体制づくりを推進する。	地域包括支援センター運営協議会を実施する。	○	○	○
2-1-5-3	自立を支える福祉サービスの提供	福祉部	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	包括的・継続的ケアマネジメント支援経費（介護保険法）	総合相談支援や権利擁護など、地域で安心して暮らしている包括的ケアを推進する。	介護支援専門員の支援を目的に研修会や情報交換を実施。兵庫県介護支援専門員協会との連携に努める。また、施設間のネットワーク構築を図るため研修会を実施する。	○	○	○
2-1-5-4	総合的な介護予防の推進	福祉部	介護予防普及啓発事業	介護予防普及啓発経費（介護保険法）	要支援・要介護状態になることを防止するために介護予防を推進する。	介護予防の啓発を図る。また、各町（校区）福祉推進委員会で地域福祉活動に取り組むための活動支援を行う。	○	○	○
2-1-5-4	総合的な介護予防の推進	福祉部	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援経費（介護保険法）	要支援・要介護状態になることを防止するために介護予防を推進する。	いきいき百歳体操やふれあいいきいきサロン推進事業、ボランティア養成講座等を実施する。	○	○	○
2-1-5-4	総合的な介護予防の推進	福祉部	地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援経費（介護保険法）	要支援・要介護状態になることを防止するために介護予防を推進する。	理学療法士、作業療法士等により介護予防を推進する。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護サービス給付事業	介護給付（介護保険法）	居宅介護、施設介護サービスの給付を行うことにより、安心して在宅及び施設の生活ができるように支援する。	居宅介護、施設介護サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護サービス計画費用給付事業	介護給付（介護保険法）	介護サービス計画費用の給付を行うことにより安心して在宅生活ができるように支援する。	介護サービス計画費用の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護住宅改修費用給付事業	介護給付（介護保険法）	介護住宅改修の給付を行うことにより安心して在宅生活ができるように支援する。	介護住宅改修の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護福祉用具給付事業	介護給付（介護保険法）	介護福祉用具の給付を行うことにより安心して在宅生活ができるように支援する。	介護福祉用具の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護予防サービス給付事業	介護給付（介護保険法）	介護予防サービスの給付を行うことにより要介護状態になることを予防し、安心して在宅生活ができるように支援する。	介護予防サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護予防サービス計画費用給付事業	介護給付（介護保険法）	介護予防サービス計画費用の給付を行うことにより要介護状態になることを予防し安心して在宅生活ができるように支援する。	介護予防サービス計画費用の給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護保険サービスの提供	福祉部	介護予防住宅改修費用給付事業	介護給付（介護保険法）	介護予防住宅改修費用の給付を行うことにより要介護状態になることを予防し、安心して在宅生活ができるように支援する。	介護予防住宅改修費用の給付を行う。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-1-5-5	安心できる介護 保険サービスの 提供	福祉部	介護予防福祉用 具給付事業	介護給付 (介護保険法)	介護予防福祉用具の給付 を行うことにより要介護 状態になることを予防し 安心して在宅生活ができる ように支援する。	介護予防福祉用具の給付 を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護 保険サービスの 提供	福祉部	高額医療合算介 護サービス等給 付事業	介護給付 (介護保険法)	高額医療合算介護サー ビスの給付を行うことによ り、利用者の負担軽減を 図る。	高額医療合算介護サー ビスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護 保険サービスの 提供	福祉部	高額介護サー ビス等給付事業	介護給付 (介護保険法)	高額介護サービスの給付 を行うことにより、利用 者の負担軽減を図る。	高額介護サービスの給付 を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護 保険サービスの 提供	福祉部	地域密着型介 護サービス給付事 業	介護給付 (介護保険法)	地域密着型介護サー ビスの給付を行うことによ り、住み慣れた地域での 生活を支援する。	地域密着型介護サー ビスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護 保険サービスの 提供	福祉部	地域密着型介 護予防サービス給 付事業	介護給付 (介護保険法)	地域密着型介護予 防サービスの給付を行うこと により住み慣れた地域での 生活を支援する。	地域密着型介護予 防サービスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-5	安心できる介護 保険サービスの 提供	福祉部	特定入所者介 護サービス等給付 事業	介護給付 (介護保険法)	特定入所者介護サー ビスの給付を行うことによ り、低所得者の施設利用 の負担軽減を図る。	特定入所者介護サー ビスの給付を行う。	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	介護認定審査会 運営事業	要介護認定審査会 事務 (介護保険法)	要介護認定、要支援認定 に係る種々の審査及び判 定業務を公正かつ客観的 に行うため設置する。	介護保険認定審査会の運 営	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	介護保険料賦課 徴収事務事業	介護保険料賦課徴 収にかかる経費(介 護保険法)	徴収率の向上を図る。	介護保険料賦課徴収に伴 う事務経費	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	社会福祉法人等 利用者負担額軽減 制度助成事業	社会福祉法人等利 用者負担額軽減制 度助成経費(高砂 市社会福祉法人等 による利用者負担 の軽減制度実施要 綱)	低所得者で生計が困難で ある高齢者について、介 護保険サービスの提供を 行う社会福祉法人等が利 用者負担額を軽減するこ とにより、介護保険サー ビスの利用促進を図る。	社会福祉法人等による生 計困難者に対する介護保 険サービスに係る利用者 負担額軽減制度に関する 事業	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	趣旨普及事業	趣旨普及費 (介護保険法)	介護保険制度の周知を図 る。	ガイドブック、てびき等 を作成し制度の周知を行 う。	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	介護給付等費用 適正化事業	介護給付費適正化 事務 (介護保険法)	真に介護サービスを必要 とする方に、事業者が適 切に提供することができ るよう支援する。	給付実績と認定情報を突 合し、給付の現状の把握 と不適切なケアプランの 点検をする。	○	○	○
2-1-5-6	介護保険事業の 円滑な運営	福祉部	介護保険認定調 査事務事業	要介護認定事務 (介護保険法)	公平・公正な要介護認定 事務を推進する。	介護保険認定調査に伴 う事務経費	○	○	○
2-2-1-1	日常生活動作が 自立している時 間の延伸	健康文化部	アスベスト対策 事業	アスベスト対策 (石綿健康管理支 援事業・県単補助 事業)	石綿暴露歴のある者に健 診カードを配布し、肺が ん、中皮腫等の健康被害 を生ずるおそれのある者 について、アスベスト手 帳を交付するとともにそ の検査に要する費用を助 成する。	アスベスト関連の所見が あり県内指定医療機関で の診断により経過観察が 必要とされた方を対象 に、経過観察に要する費 用を助成する。	○	○	○
2-2-1-1	日常生活動作が 自立している時 間の延伸	健康文化部	成人保健対策事 業	生活習慣病・がん 対策 (健康増進法)	基本健診・がん検診等の 受診促進を図るととも に、がんの早期発見と正 しい健康意識の普及啓発 を図り、もって健康保持 及び増進を図る。	健診30・骨粗しょう症検 診、肝炎ウイルス検診お よび胃がんリスク検診、 各種がん検診等の実施	○	○	○
2-2-1-1	日常生活動作が 自立している時 間の延伸	健康文化部	成人保健対策事 業	生活習慣病・がん 対策 (健康増進法)	正しい健康意識の普及啓 発を図り、もって健康保 持及び増進を図る。	健康大学等健康教育の実 施	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づ くり	健康文化部	飲酒対策事業	飲酒対策 (健康増進法)	飲酒の及ぼす効果、影響 の情報提供をする。	○	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づ くり	健康文化部	こころの健康事 業	こころの健康 (健康増進法)	こころの健康についての 周知をする。	こころの相談窓口やいの ちと心のサポーターダイ ヤルの紹介(ホームペ ージ等の掲示)をする。	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づ くり	健康文化部	成人保健事業	歯科保健 (健康増進法)	節目ごとの健診を実施 し、歯周疾患の予防、及 び、高齢者の口腔機能を 把握し、健康と生活機能 の維持増進を図る。	歯周疾患検診・後期高齢 者歯科口腔健診	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づ くり	健康文化部	たばこ対策事業	たばこ対策 (健康増進法)	受動喫煙防止等の情報提 供をする。	窓口でパンフレットの配 布、相談の実施 ホームページでの情報提 供の実施	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づ くり	福祉部	地域自殺対策緊 急強化事業	地域自殺対策緊急 強化経費(自殺対 策基本法)	自殺者数を減少させる。	人材養成研修会、自殺予 防普及啓発事業(メンタ ルチェックシステム運 用)の実施	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づ くり	健康文化部	母子保健事業	食育事業 (母子保健法) (健康増進法) (地域保健法)	子どもの成長過程におい て「食」は重要である。 「食」の第1歩である離乳 食の大切さを理解し、 「食」を楽しむ。	食育推進庁内会議、食育 推進連絡会議の実施 離乳食実習・幼児食実習	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づくり	健康文化部	母子保健事業	歯科保健 (母子保健法) (健康増進法)	幼児健診において歯及び 口腔の疾患及び異常の有 無について診察し、指導 を行い、う歯率の減少を 図る。	1歳6か月健康診査及び3歳 児健診において歯科診察 及び歯科相談	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づくり	健康文化部	介護予防事業	介護予防事業 (健康増進法) (介護保険法) (地域保健法)	高齢者に対する筋力低下 予防・寝たきり予防教室 の開催、及び訪問指導等 を実施する。	一般介護予防教室・訪問 指導等	○	○	○
2-2-1-2	ライフステージ に応じた健康づくり	健康文化部	在宅ねたきり高 齢者歯科訪問指 導 訪問型介護予防 事業 地域介護予防活 動支援事業	歯科保健 (健康増進法) (介護保険法)	高齢者の口腔機能の向上 を目的に、寝たきり等で 歯科医への受診が困難な 高齢者に対し歯科訪問指 導を実施し、また、かみ かみ百歳体操の普及啓発 を図る。	在宅ねたきり高齢者歯科 訪問指導・かみかみ百歳 体操の普及啓発と自主グ ループ活動支援	○	○	○
2-2-1-3	感染症の発生予 防	健康文化部	予防接種事業	予防接種 (予防接種法)	伝染の恐れのある疾病の 発生及びまん延を予防す るために、予防接種を行 い、公衆衛生の向上及び 健康増進に寄与するとと もに、予防接種による健 康被害の迅速な救済を図 る。	定期予防接種の実施及び 風しんワクチン予防接種 費助成	○	○	○
2-2-1-4	地域のつながり や支え合いの強 化	健康文化部	保健衛生推進事 業	健康づくりサポ ート事業 (健康増進法)	健康管理システムの円滑 な運用を図る。また、健 康づくりや介護家族の自 主グループの健康づくり のサポートを図る。	健康管理システムによる 予防接種、検診事業、母 子保健事業などの保健情 報を管理をする。 自主グループの健康づく りのサポートをする。	○	○	○
2-2-2-1	地域医療の充実	健康文化部	地域保健医療推 進事業	地域医療対策 (救急医療対策事 業)	医師会等の協力により、 市民が安心して医療が受 けられる体制づくりの構 築や2次救急医療体制の充 実また、医療機能を活用 したネットワークの構築 に努める。	救急医療等の運営に係る 委託料、各種負担金	○	○	○
2-2-2-2	夜間・休日診療 体制の確保	健康文化部	地域保健医療推 進事業	地域医療対策 (救急医療対策事 業)	在宅当番医制をとり、休 日の診療体制を確保す る。また、夜間における 小児の電話相談事業を実 施する。	救急医療業務委託料・夜 間急病センター運営や東 播磨圏域小児救急医療電 話相談事業に係る負担金	○	○	○
2-2-2-3	(市民病院)安定 的な医師確保	市民病院			最重要課題である医師確 保対策を講じ、安定した 経営基盤の確立を図る。	医師確保に向け、大学へ の派遣依頼を粘り強く 行っていくとともにかつ ての勤務医や同じ病院で 勤務した医師への勧誘 等、人脈を通じた働きか けも積極的に行ってい く。またこれら以外にも 広報の充実、医師の家族 も含めた勤務環境の整備 等にも医師確保対策と して力を入れていく。	○	○	○
2-2-2-4	(市民病院)地域 包括ケア病棟の 導入	市民病院			公立病院の使命として、 地域包括ケアシステムを 支える役割を担うことを 目的として、地域包括ケ ア病棟を開設する。	急性期治療を経過した患 者及び在宅において療養 を行っている患者等の受 入れ並びに患者の在宅復 帰支援等を行なってい く。	○		
2-2-2-5	かかりつけ医の 普及・啓発	健康文化部	地域保健医療推 進事業	地域医療対策 (救急医療対策事 業)	かかりつけ医の普及・促 進に努め、地域医療体制 の充実を図ることを目的 とする。	各種健診・がん検診等で かかりつけ医での受診動 機を促します。 健康教育等がかかりつけ 医を持つことの必要につ いて説明します。	○	○	○
2-2-2-6	(市民病院)新型 感染症や自然災 害への対応、体 制の強化	市民病院			新型感染症及び自然災害 の発生時、感染者、また 災害による負傷者に対す る診療において中心的な 役割を果たしていく。	新型感染症への対応は 「高砂市新型インフルエ ンザ等対策行動計画」に のっとり、関係機関との 連携を図りながら公立病 院としての使命を果たし ていく。また自然災害へ の対応については定期的 に防災訓練を行い、非常 時に備え、負傷患者のト リアージを行い、治療す べき患者の優先順位を決 め、近隣病院と連携しな がら対応していく。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-2-2-7	(市民病院)経営 基盤の確立	市民病院				医師確保を最重点課題として取組んでいくとともに、地域包括ケア病棟、緩和ケア病棟の稼働率アップ、地域医療支援病院承認取得に伴う病診連携の強化による患者数の増加等、収益向上に向けた取組みを行っていく。また人員の適正配置、後発医薬品への切換え、保守費用の見直し、施設・設備整備費の抑制等により経費削減努力も行い、安定した経営基盤の確立を図っていく。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	国民健康保険運 営協議会運営事 業	国民健康保険運 営協議会の運営 (国保法・高砂市 国民健康保険条 例)	国民健康保険事業運営に 関する重要事項を審議 し、適正な運営を図る。	国民健康保険運営協議会 を開催する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療 健康診査事業	後期高齢者医療健康 診査の実施 (高齢者の医療の 確保に関する法 律)	後期高齢者医療被保険者 に健康診断を行い、生活 習慣病を早期発見するこ とにより、医療費抑制を 図る。	健康診断を実施する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療 広域連合納付事 業	保険料の納付 (高齢者の医療の 確保に関する法 律)	後期高齢者医療広域連合 の安定的運営の確保を図 る。	後期高齢者医療広域連合 へ納付する保険料の市負 担分を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療 事業	後期高齢者医療制 度の運営 (高齢者の医療の 確保に関する法 律)	後期高齢者医療制度の安 定的運営の確保を図る。	後期高齢者医療に係る共 通経費及び療養給付費の 市負担分を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療 事務事業	後期高齢者医療事 業の事務 (高齢者の医療の 確保に関する法 律)	後期高齢者医療制度の安 定的運営の確保を図る。	後期高齢者の健康保持と 適切な医療の確保を図 る。電算処理により事務 処理の合理化を図る。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	後期高齢者医療 保険料賦課徴収 事務事業	徴収率の向上 (高砂市後期高齢 者医療に関する条 例)	徴収率の向上を図る。	徴収嘱託員による臨戸訪 問や窓口での納付指導を 行う。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	国民健康保険事 業費納付金納付 事業	国民健康保険事業 費納付金の納付 (国保法)	国民健康保険事業費納付 金を納付する。	国民健康保険事業費納付 金を納付する。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	国民健康保険事 務事業	国民健康保険事業 の事務 (国保法・高砂市 国民健康保険条 例)	国民健康保険制度の適正 化に努め、制度の安定的 運営の確保を図る。	保険給付、資格異動管理 に関する事務を行う。保 険証を交付する。電算理 理により事務処理の合理 化を図る。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	保険給付費等具 交付金返納事業	保険給付費等具交 付金の返納 (国保法・高砂市 国民健康保険条 例)	保険給付費等具交付金の 返納を行う。	保険給付費等具交付金の 返納を行う。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	保険料の還付 事業	保険料の還付 (国保法・高砂市 国民健康保険条 例)	保険料の還付を行う。	保険料の還付を行う。	○	○	○
2-3-1	社会保障制度の 円滑な推進	健康文化部	保険料還付事務 事業	保険料の還付 (高齢者の医療の 確保に関する法 律)	保険料の還付を行う。	保険料の還付を行う。	○	○	○
2-3-1-1	国民健康保険料 収納率向上対策 の推進	健康文化部	国民健康保険料 収納特別対策事 業	徴収率の向上 (高砂市国民健康 保険条例)	徴収率の向上を図る。	財産調査等実施し、滞納 処分を強化する。 徴収嘱託員による臨戸訪 問や窓口での納付指導を 行う。	○	○	○
2-3-1-1	国民健康保険料 収納率向上対策 の推進	健康文化部	国民健康保険料 賦課徴収事務事 業	徴収体制の強化 (高砂市国民健康 保険条例)	徴収体制の整備と充実を 図る。	税部門との連携を図り、 高額滞納者に対する滞納 整理を実施する。	○	○	○
2-3-1-2	特定健康診査制 度の周知・啓発 の推進	健康文化部	特定健康診査等 事業	被保険者の健康管 理 (高齢者の医療の 確保に関する法 律)	特定健康診査を実施する ことにより住民の健康管 理と健康増進を図る。	特定健康診査等を実施す る。	○	○	○
2-3-1-3	国保加入者の健 康保持と医療給 付費の抑制	健康文化部	趣旨普及事業	国保制度の普及、 啓発 (高砂市国民健康 保険条例)	制度に関する知識の普 及、啓発を図る。	ホームページ、広報誌に よる国民健康保険制度の 周知、啓発に努める。	○	○	○
2-3-1-3	国保加入者の健 康保持と医療給 付費の抑制	健康文化部	給付事業	療養諸費の給付 (国保法・高砂市 国民健康保険条 例)	保険給付を行う。	保険給付を行う。	○	○	○
2-3-1-3	国保加入者の健 康保持と医療給 付費の抑制	健康文化部	住民検診補助事 業	被保険者の健康管 理 (国保法・高砂市 国民健康保険条 例)	被保険者の健康の保持と 増進及び疾病の早期発見 を行う。	住民検診の助成等を行 う。	○	○	○
2-3-1-3	国保加入者の健 康保持と医療給 付費の抑制	健康文化部	保健事業	保健事業の実施 (国保法・高砂市 国民健康保険条 例)	医療費通知を行うこと により、自己の健康管理 及び医療に対する認識を 深める。	国民健康保険医療費通知 を実施する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
2-3-1-3	国保加入者の健康保持と医療給付費の抑制	健康文化部	保健事業	糖尿病性腎症重症化予防事業の実施（国保法・高砂市国民健康保険条例）	糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する。	糖尿病性腎症重症化予防事業を実施する。	○	○	○
2-3-1-4	国民年金制度の理解促進	健康文化部	国民年金事業	被保険者の加入及び免除（国民年金法）	国民年金の受給権確保を図る。	制度の説明 納付、免除、追納に関する相談 前納、口座、クレジット納付の促進 転入時に未加入者、未納者の勧奨を行う。 国保加入者に対し加入勧奨を行う。	○	○	○
2-3-1-4	国民年金制度の理解促進	健康文化部	国民年金事業	普及、啓発	国民年金制度の周知、啓発	広報、HPに掲載	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支援の推進	こども未来部	子ども貧困対策	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策として子ども食堂事業の検討及び支援	子どもの貧困対策についての情報収集を実施し、子ども食堂事業を支援する。	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支援の推進	福祉部	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援（生活困窮者自立支援法）	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援を行う。	自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業を実施する。	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支援の推進	福祉部	生活保護援護事業	生活保護援護経費（生活保護法）	生活保護受給者に対して必要な扶助費を支給する。	生活保護の開始、廃止、変更、を決定する。	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支援の推進	福祉部	生活保護援助事業	行旅死亡人取扱い及び行路困窮者援護経費（行旅病人及行旅死亡人取扱法）	行旅死亡人及び行路困窮者に対して必要な経費を援助する。	行旅死亡人に関する取扱い費用の負担 行路困窮者へ姫路、明石までの切符の支給	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支援の推進	福祉部	生活保護事務事業	生活保護適正実施経費及び生活保護事務経費（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）	生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化、生活保護関係職員の資質の向上のための研修の実施、行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化、各種適正化の取り組みを推進する。	生活保護制度適正実施に係る事務を行う。	○	○	○
2-3-1-5	生活困窮者の支援の推進	福祉部	生活保護事務事業（再掲）	自立支援プログラム策定実施経費（生活保護法）	生活保護受給者で稼働能力がある者に対し、就労支援を行うことで、自立への足掛かりとする。	生活保護者へ就労支援プログラムを活用することにより就労支援を行う。	○	○	○
2-3-1-6	福祉医療制度の適切な運用	健康文化部	福祉医療事業	福祉医療事業の事務（高砂市医療費助成条例）	福祉医療制度の適正化に努め、制度の安定的運営の確保を図る。	受給資格の点検、福祉医療費の過誤調整処理を行う。	○	○	○
2-3-1-6	福祉医療制度の適切な運用	健康文化部	福祉医療事業	福祉医療費の助成（高砂市医療費助成条例）	医療費の助成が必要な人に経済的支援を行い、負担の軽減を図る。	各種福祉医療費助成を実施する。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	こども未来部	幼稚園保健事業	幼稚園保健経費	園児の健康の保持・増進	定期的に内科・歯科などの健康診断を行う。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	こども未来部	3歳児教育	3歳児教育の実施に向けた取組み	3歳児教育の実施	3歳児教育の実施に向けたニーズ把握及び環境整備。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	こども未来部	教育振興事業		幼稚園における教育活動の振興を図る。	地域に開かれた幼稚園づくり、啓発資料の印刷、研修会の実施を行う。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	「生きる力」の基礎を培い幼児教育の充実を図る。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	保育・教育の環境を整備し、豊かな心を醸成する。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園教育の推進を図る。	国際理解教育を意識した指導を行う。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	こども未来部	教材備品等購入事業	幼稚園教材備品購入経費	教材備品等の整備・充実	就学前教育に必要な備品等の充実を図る。	○	○	○
3-1-1-1	就学前教育内容の充実	こども未来部	児童健全育成事業（再掲）	子ども・子育て支援新制度経費	子ども・子育て支援新システムにおいて教育・保育施設の入退所及び保育料管理を行う。	子ども・子育て支援新システムに係る経費。	○	○	○
3-1-1-2	就学前教育と小学校との連携強化	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を充実させる。	○	○	○
3-1-1-3	教職員の専門職としての意識の育成	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	教職員の研修を充実させる。	○	○	○
3-1-1-4	地域に開かれた幼稚園事業の推進	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	地域に開かれた幼稚園教育の充実を図る。	○	○	○
3-1-1-4	地域に開かれた幼稚園事業の推進	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園教諭の研修及び地域に開かれた幼稚園教育の推進を図る。	発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の充実を図る。	○	○	○
3-1-1-4	地域に開かれた幼稚園事業の推進	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園教諭の研修及び地域に開かれた幼稚園教育の推進を図る。	ふれあい保育等を実施し、子育てに関するセンター的機能果たす。	○	○	○
3-1-1-5	家庭教育の啓発	こども未来部	教育振興事業（再掲）		幼稚園における教育活動の振興を図る。	保護者の子育て方向性を支援し幼児教育の専門機関としての機能を強化する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	A L T 活動事業		小・中学校の外国語活動及び英語教育の推進を図る。	A L T を小中学校に派遣する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	学校教育事務事業		家庭学習の充実を図る。	家庭学習の重要性を保護者に啓発し、学校と家庭が協力して学力の定着に向けて取り組む。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	学校教育事務事業（再掲）		学校教育における事務全般を円滑に行う。	事務消耗品の購入、啓発資料の印刷、車両管理を行う。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業		小学校における教育活動の振興を図る。	研究委託の実施、教師用教科書等・教材用消耗品の購入を行う。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業		小学生に理科への興味を持たせる。	理科に親しみを持たせるための理科作品展の充実、伝統文化への理解、国際理解教育の推進を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業		中学校における進路指導の充実を図る。	進路指導を通してキャリア教育の充実を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業		中学校の部活動の充実を図る。	部活動講師委託を実施する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	教育振興事業		中学校における教育活動の振興を図る。	研究委託、部活動講師委託、進路指導委託の実施、教師用教科書等、教材用消耗品の購入を行う。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	情報教育管理事業	第2期教育振興基本計画	学校の教育ネットワーク及び校務用コンピュータを維持管理し学校教育事務を推進する。	学校のインターネット接続及び校務用コンピュータを維持管理を行い業務の効率化を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	情報教育推進事業		コンピュータ教室の活用を促進する。	児童生徒用のコンピュータを利用しICTを活用した教育を推進する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	補充学習等推進事業		学習習慣の定着等、さらなる学力向上を図る。	教員OBや大学生、地域人材を派遣し復習を中心に基礎的な学習内容の個別指導により基礎学力及び学習意欲の向上に取り組む。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部	学生スタディパートナー派遣事業		大学生等を小中学校に派遣する。	地域の大学生等を小中学校に派遣し、児童生徒のきめ細かな学習指導の充実を図る。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部			小（中）学校の特色ある学校づくりの推進を図る。	小（中）学校の特色ある学校づくりを推進する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部			6中学校区で「高砂市小中一貫教育」を全市的に推進する。	「高砂市小中一貫教育」の取組を進め、各中学校区において、「まなぶ力」「あたたかい心」を育成する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部			小（中）学校における特色ある学校づくりの推進を図る。	各校での児童生徒、地域の実態を踏まえ、特色ある教育活動を推進する。	○	○	○
3-1-2-1	確かな学力の育成	教育部			3歳児教育の実施	子ども未来部と連携していく	○	○	○
3-1-2-2	道徳教育の充実	教育部		学習指導要領	児童生徒の道徳性の育成を図るとともに家庭地域への啓発を通して道徳教育を充実させる。	道徳教育指導力向上のための研修及び家庭地域への啓発を行う。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部	学校保健事業	学校保健経費	児童生徒の健康の保持・増進	定期的に腎臓検診、心臓検診、骨障害検診などの健康診断を行う。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部	小学校給食事業	小学校給食経費	「食育」等生涯を通して健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進する。	業務の効率化を図りつつ、安全な給食を実施する。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部	体力・運動能力向上事業		児童の体力・運動能力の向上を図る。	体育担当者が中心となって、体力・運動能力を高める取組を行う。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部	幼稚園給食事業	幼稚園給食経費	幼稚園給食を充実させ、園児の心身の健全な発達を促す。	5歳児を対象として、小学校で調理した給食を幼稚園に運搬する方法で給食を実施する。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部		食育基本法	食育年間指導計画を円滑に実施し、正しい食生活の指導を行う。	家庭科等の教科学習の授業や給食指導等において食育の指導に取り組む。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部			「食育」等生涯を通して健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進する。	地場産物を使った献立を作成し、発注する。	○	○	○
3-1-2-3	健やかな体の育成	教育部			児童生徒の健康の保持・増進	生活習慣病検診対象者に検診を勧奨する。	○	○	○
3-1-2-4	体験活動の推進	教育部	小学校体験活動事業		自然学校・環境体験活動の推進を図る。	自然学校・環境体験活動の推進を図る。	○	○	○
3-1-2-4	体験活動の推進	教育部	トライやる・ウィーク推進事業		中学2年生が地域における様々な体験と地域の人のふれあいを通じて生きる力を育む。	職業体験、地域行事への参加を通じてキャリア教育の充実を行い、自己実現が図れるよう指導する。	○	○	○



総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
3-1-2-4	体験活動の推進	教育部	プロから学ぶ創造力育成事業		中学生を対象に、特定の分野で専門性の高い人物を招聘し、特色ある教育活動を推進するとともに、より豊かな感性を働かせ、新たなアイデアを生む力を身に付ける機会を支援する。	中学生を対象に、特定の分野で専門性の高い人物を招聘し、特色ある教育活動を推進する。	○	○	—
3-1-2-5	特別支援教育の推進	教育部	心身障害児児童生徒就学事業	高砂市心身障害児就学指導委員会条例	障がいのある児童生徒の就学の円滑な実施に資する。	就学指導委員会を実施する。	○	○	○
3-1-2-5	特別支援教育の推進	教育部	特別支援教育推進事業	高砂市特別支援教育専門家チーム設置要綱	特別な支援の必要な児童生徒及び保護者への教育相談を充実させる。	学校または保護者に対して巡回相談等の相談活動を行い支援に関する助言を行う。	○	○	○
3-1-2-5	特別支援教育の推進	教育部	特別支援教育推進事業	高砂市立小・中学校の介助員に係る設置要綱 高砂市立小・中学校のスクールアシスタントに係る設置要綱	障がいのある児童生徒に対する支援を充実する。	介助員、スクールアシスタントを配置する。	○	○	○
3-1-2-5	特別支援教育の推進	教育部		学習指導要領	特別支援教育の体制を整える。	「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づく授業や支援を展開する。	○	○	○
3-1-2-6	いじめ・問題行動・不登校などの解消に向けた取組の強化	教育部	教育相談事業		学校や家庭での教育における相談に対し適切な指導を行う。	電話等による教育相談を行う。	○	○	○
3-1-2-6	いじめ・問題行動・不登校などの解消に向けた取組の強化	教育部	スクールソーシャルワーカー活動事業		福祉の視点から児童生徒の家庭状況等に働きかけて支援を行う。	スクールソーシャルワーカーを配置する。	○	○	○
3-1-2-6	いじめ・問題行動・不登校などの解消に向けた取組の強化	教育部	適応指導教室推進事業		不登校児童生徒の学校復帰をめざす。	適応指導教室において、不登校児童生徒の学習指導や生徒指導を行う。	○	○	○
3-1-2-6	いじめ・問題行動・不登校などの解消に向けた取組の強化	教育部	不登校問題対策推進事業		不登校児童生徒への支援・相談及び教職員への相談を推進する。	不登校指導補助員の配置、スクールカウンセラーの派遣により児童生徒へのきめ細かな指導、教職員の相談への対応を図り、不登校問題の解消をめざす。	○	○	○
3-1-2-7	学校の組織力	教育部	学校教育事務事業	高砂市立学校評議員に係る設置要綱	信頼される学校づくりをめざす。	学校評議員の意見を取り入れた学校づくりを推進する。	○	○	○
3-1-2-7	学校の組織力	教育部	学校教育事務事業		学校の安全管理、教職員の健康保持を図る。	安全安心な職場環境の維持や教職員が心身ともに健康で働ける職場環境づくりに取り組む。	○	○	○
3-1-2-7	学校の組織力	教育部	教職員研修事業		学習指導要領、教育課程の編成等に関する様々な課題解決に対する教職員の資質及び能力の向上を図る。	教職員の指導力及び今日的課題解決のための資質向上に取り組む。	○	○	○
3-2-1	教育環境の充実	教育部	就学事務事業	就学事務経費	就学事務の充実	小中学校就学通知書や就学援助認定通知等就学事務に要する経費。	○	○	○
3-2-1-1	就学支援の充実	教育部	高等学校奨学金支給事業	高等学校奨学金支給経費 (高砂市奨学金支給条例)	経済的理由で修学困難な高等学校在学者に、修学の支援をする。	経済的に修学困難な高等学校在学者に奨学金を支給し、修学の支援を行う。	○	○	○
3-2-1-1	就学支援の充実	教育部	就学奨励事業	就学奨励経費 (高砂市就学援助規則)	経済的理由で就学困難な児童生徒の保護者に、就学の支援をする。	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品等必要な費用の一部を援助する。	○	○	○
3-2-1-2	中学校給食の完全実施	教育部	学校給食センター建設事業	学校給食センター建設事業	高砂中学校以外の中学校5校の生徒へ提供する給食センターを建設する。	安全・安心な給食を提供できる給食センターの建設に向け工事を行う。	○	○	—
3-2-1-2	中学校給食の完全実施	教育部	中学校給食事業	中学校給食経費	「食育」等生涯を通して健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進する。	高砂小学校で調理した給食を、高砂中学校に運搬する方法で給食を実施する。また、給食センター用献立を作成する準備を行う。	○	○	○
3-2-1-2	中学校給食の完全実施	教育部	中学校施設建設事業	中学校施設建設事業	給食センター建設にあたり、荷受室及び各階に配膳室を増築する。	荒井中学校、竜山中学校、松陽中学校、宝殿中学校、鹿島中学校に荷受室及び各階に配膳室を増築する。	○	○	—
3-2-1-3	学校施設の改修	教育部	各小学校補修事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各小学校の学習環境の向上	各小学校の補修を行う経費	○	○	○
3-2-1-3	学校施設の改修	教育部	各中学校補修事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各中学校の学習環境の向上	各中学校の補修を行う経費	○	○	○
3-2-1-3	学校施設の改修	教育部	中学校施設建設事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各中学校の学習環境の向上	荒井中学校南棟東側屋上防水改修工事	○	—	—
3-2-1-4	学校安全と危機管理体制の確立	教育部	教職員研修事業		教職員の学校危機対応に関する資質の向上を図る。	幼稚園、小・中学校教職員を対象にした研修を実施する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
3-2-1-4	学校安全と危機 管理体制の確立	こども未来 部	青少年センター 運営管理事業 (再掲)		子ども達が安心して登下 校できるように安全確保 を図る。	子どもの緊急避難所の確 保として子ども110番の家 を設置する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の 向上	教育部	P T A 活動事業	P T A 活動の支援	学校園と連携して児童・ 生徒の教育の向上を図 る。	関係機関、団体と連携を 図り児童・生徒の健全育 成に努める。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の 向上	こども未来 部	青少年活動推進 事業		体験活動を通じて子ども の社会性を育む。	高砂夏休み子ども教室、 夏休み工作教室等の体験 活動を実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の 向上	こども未来 部	青少年活動推進 事業 (再掲)		青少年の健全育成のため の指導者を充実させる。	子ども会指導者・育成者 研修会、リーダー育成研 修会等を支援する。(子 ども会活動)	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の 向上	こども未来 部	青少年活動推進 事業 (再掲)		青少年の健全育成のため の指導者を充実させる。	子ども会指導者・育成者 研修会、リーダー育成研 修会等を支援する。(指 導者充実)	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の 向上	こども未来 部	青少年活動推進 事業 (再掲)		企業等との連携を図りな がら、子ども達に夢を与 え、食育・環境・科学に 興味を持たせる。	高砂夏休み子ども教室を 開催する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の 向上	こども未来 部	青少年補導委員 活動事業		青少年の非行防止を図 る。	地域の補導委員と連携 し、定例パトロールとと もに、夏季休業期間中、 年末年始には特別補導を 実施する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の 向上	教育部	青年の家運営管 理事業	青年の家管理条例	青少年の健全育成を図 る。	指定管理者制度を活用し た青少年健全育成事業を 推進する。	○	○	○
3-2-1-5	地域の教育力の 向上	教育部	放課後子どもプ ラン推進事業	ひょうご放課後プ ラン事業実施要綱	子どもの安心・安全して 活動できる場の確保と児 童の健全育成を支援す る。	学習やスポーツ、文化活 動、地域住民との交流を 実施する。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充 実と総合教育会 議	教育部	教育委員会運営 事業（再掲）	地方教育行政の組 織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	県の教育委員研修会、地 区別教育委員研修会等に 参加する。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充 実と総合教育会 議	教育部	教育委員会運営 事業（再掲）	地方教育行政の組 織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	高砂市の教育、学校教育 の教育基本方針を作成 し、それに基づく取組を 行う。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充 実と総合教育会 議	教育部	教育委員会運営 事業（再掲）	地方教育行政の組 織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	教育委員会の各事業ごと に①市民ニーズの反映度 ②目的、対象、手段の妥 当性③必要性④効率性⑤ 有効性 の観点から教育 委員会自ら点検・評価 し、事業活動の充実に努 める。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充 実と総合教育会 議	教育部	教育委員会運営 事業（再掲）	地方教育行政の組 織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	教育委員会点検・評価報 告書を市のホームページ 等で公表する。	○	○	○
3-2-1-6	教育委員会の充 実と総合教育会 議	教育部	教育委員会運営 事業	地方教育行政の組 織及び運営に関する法律	教育委員会を運営する。	教育委員会での十分な審 議や学校現場の聞き取り や把握に努め、学校訪問 も実施する。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	教育センター運 営管理事業 (視聴覚教育経 費を除く)	高砂市教育セン ター条例、同条例 施行規則	快適かつ安全な施設での 高齢者大学等の運営を図 る。	教育センター運営のため の施設、設備等の運営経 費	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	教育センター運 営管理事業 視聴覚教育経費	視聴覚ライブラ リー機材、教材の 使用に関する規程	教育的、文化的な学習を 支援する。	・視聴覚機材、教材の貸 与 ・東・北播磨地区視聴覚 教育連盟の活動支援	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	公民館運営管理 事業	(社会教育法)公 民館条例	公民館維持修繕経費	8公民館の施設、機器等 の維持修繕を行う。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	公民館運営管理 事業	(社会教育法)公 民館条例	公民館の運営管理経費	8公民館の運営管理を行 う。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	生涯学習講座運 営事業	高砂市教育セン ター条例、同条例 施行規則	充実したカリキュラムの 提供を図る。	高齢者に適したカリキュ ラムの編成について検討 し、また利用者からも意 見を聴く機会を設け、充 実したカリキュラム編成 を行う。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	生涯学習講座運 営事業(再掲)	高砂市教育セン ター条例、同条例 施行規則	社会教育施設職員の資 質、能力の向上と情報提 供を行い、高齢者組織の 中でのリーダーの育成を 図る。	職員による情報提供、助 言、支援を行う。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	生涯学習講座運 営事業(再掲)	高砂市教育セン ター条例、同条例 施行規則	講演、カリキュラムにお いて、高齢者の特性をふ まえた学習機会の提供を 図る。	高齢者の特性をふまえた 学習機会を提供する。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	生涯学習講座運 営事業(再掲)	高砂市教育セン ター条例、同条例 施行規則	課題研究や体験発表等の 自主的な学習機会を図 る。	課題研究や体験発表等の 自主的な学習機会を提供 する。	○	○	○
3-3-1-1	社会教育施設等 の整備・運営の 推進	教育部	生涯学習講座運 営事業(再掲)	高砂市教育セン ター条例、同条例 施行規則	学習成果を発表したり、 社会に生かしたりする場 を提供し、社会に貢献で きるような仕組みづくり の構築を図る。	高齢者大学で学んだこ と、各サークルで得た技 能や体験等を地域で役立 てるよう支援する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
3-3-1-2	特性を踏まえた学習機会の提供の推進	教育部	公民館活動事業	(社会教育法) 公民館条例	中央公民館活動経費	各種講座、教室などの開催と合唱団など幅広い世代を対象とした各事業を実施する。	○	○	○
3-3-1-2	特性を踏まえた学習機会の提供の推進	教育部	公民館活動事業	(社会教育法) 公民館条例	地区公民館活動経費	各地区の特性を生かした、幅広い年代層を対象に、講座、教室などの事業を実施する。	○	○	○
3-3-1-2	特性を踏まえた学習機会の提供の推進	教育部	婦人活動事業	婦人会活動の支援	婦人会活動を通じて各種団体と相互に連携し子育てを応援する。	子ども見守り活動やふるさと文化の伝承を行う。	○	○	○
3-3-1-4	子どもの読書活動の推進	教育部	教材備品等購入事業	学校図書、教材備品等の整備	教材備品等の整備・充実	学校図書の充実、学習指導要領に対応する備品等の充実を図る。	○	○	○
3-3-1-5	新図書館からのふるさと高砂の情報発信	教育部	伝統・伝承の共有	高砂の伝統と文化の継承	播磨及び高砂の歴史、文化、ゆかりの人物、産業、観光等に関する情報を収集し、文化の振興を促進する。	名誉館長（歴史文化推進員）を高砂の歴史文化の振興啓発を行うために置く。	○	○	○
3-3-1-5	新図書館からのふるさと高砂の情報発信	教育部	図書館運営管理事業	図書館運営管理経費	新図書館において、業務の効率性、利用者の利便性を図るため、図書館システムを運用する。	新図書館において、蔵書検索や予約、利用状況照会などができる図書館システムを借り上げる。	○	○	○
3-3-2-1	健康づくりのための運動の推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	スポーツ推進会議の開催 (スポーツ推進会議設置要綱)	生涯にわたって継続的にスポーツを楽しめるまちなの実現	スポーツの推進会議の開催	○	○	○
3-3-2-1	健康づくりのための運動の推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	地域スポーツ活動支援	地域スポーツ活動の活性化を図る。	・スポーツクラブ21連絡協議会の開催 ・スポーツクラブ21が実施する事業・大会等の支援	○	○	○
3-3-2-2	ユニバーサルスポーツの推進	健康文化部		ユニバーサルスポーツの支援	ユニバーサルスポーツの推進を図る。	ユニバーサルスポーツを中心とした事業・大会等の支援	○	○	○
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	生活環境部	広域ごみ処理施設周辺整備事業	広域ごみ処理の推進 (廃掃法、事務委託の規約)	周辺環境整備	広域ごみ処理施設の周辺整備用地として住民が有効に活用できる施設の検討	○	—	—
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部	体育施設運営管理事業	体育施設設備借上	総合体育館設備の整備を行う。	・トレーニング機器借上 ・電話交換システム機器借上 ・アリーナ音響設備機器借上 ・券売機借上	○	○	○
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部	体育施設運営管理事業	・体育施設運営管理 ・体育施設指定管理 (高砂市生石体育センター条例、高砂市民プール条例、高砂市総合運動公園体育施設管理条例、高砂市向島多目的球場管理条例)	施設の適正管理を維持する。	・施設予約システム(生石体育センター、総合体育館、陸上競技場、野球場、テニスコート、サブグラウンド、向島多目的球場、向島テニスコート) ・指定管理委託(生石体育センター、市民プール、総合運動公園体育施設、向島多目的球場)	○	○	○
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部	体育施設運営管理事業	体育施設維持修繕	安全・安心に利用できる施設であるために必要な改修や修繕を効率的、計画的に実施する。	アリーナガス吸収式冷暖房機分解修繕	○	○	○
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部	体育施設整備事業	体育施設設備整備	安全・安心に利用できる施設であるために必要な改修や修繕を効率的、計画的に実施する。	・野球場、陸上競技場PCB含有安定器使用照明器具改修 ・トレーニング器具購入	○	○	○
3-3-2-3	スポーツ施設の整備及び有効活用の推進	健康文化部		野球場大規模改修	安全・安心に利用できる施設であるために必要な改修や修繕を効率的、計画的に実施する。	スコアボード改修、外野ラバーフェンス更新、トイレ改修、ダッグアウト改修など	○	○	○
3-3-2-4	スポーツを支える人材の育成・活用の推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	スポーツ推進委員育成	スポーツ指導者の育成を図る。	スポーツ推進委員が実施する事業・大会等の支援	○	○	○
3-3-2-5	スポーツ交流の推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業(再掲)	地域スポーツ活動支援	地域スポーツ活動の活性化を図る。	・スポーツクラブ21連絡協議会の開催 ・スポーツクラブ21が実施する事業・大会等の支援	○	○	○
3-3-2-6	協議スポーツの推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	スポーツ振興の推進	スポーツ技術の向上を図る。	スポーツ表彰、各種大会の支援	○	○	○
3-3-2-6	協議スポーツの推進	健康文化部	スポーツ振興推進事業	体育協会及び高砂マラソンへの助成	スポーツ団体の活性化を図る。	・体育協会への支援 ・高砂マラソン開催の支	○	○	○
3-4-1-1	謡曲「高砂」をシンボルとした伝統芸能・文化の継承の推進	健康文化部	文化振興事業	高砂こども狂言ワークショップ開催	先人から受け継いでいる郷土の歴史や祭り、行事などの伝統文化を保存・育成し、次世代に伝える。	高砂こども狂言ワークショップ開催	○	○	○
3-4-1-1	謡曲「高砂」をシンボルとした伝統芸能・文化の継承の推進	健康文化部	文化振興事業	謡曲高砂の普及	伝統文化の保存、継承	謡曲高砂CDの配布	○	○	○
3-4-1-1	謡曲「高砂」をシンボルとした伝統芸能・文化の継承の推進	健康文化部	文化振興事業	高砂文化教室「高砂学」開催	ふるさと文化の保存・継承と活用	市民講師による高砂文化教室「高砂学」(講座編、活動編、謡曲編、夏休み子ども寺子屋)の開催	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
3-4-1-2	次世代の文化芸術を担う人材の育成、活用の推進	健康文化部	文化芸術推進事業	文化賞検討委員会開催 (高砂市表彰規則)	文化の興隆に貢献した者等を表彰制度により顕彰する。	文化奨励賞、文化功労賞の候補者の推薦	○	○	○
3-4-1-2	次世代の文化芸術を担う人材の育成、活用の推進	健康文化部	文化振興事業	高砂市美術展開催	文化芸術活動の推進を図る。	高砂市美術展の開催	○	○	○
3-4-1-2	次世代の文化芸術を担う人材の育成、活用の推進	健康文化部	文化振興事業(再掲)	高砂文化教室「高砂学」開催	ふるさと文化の保存・継承と活用	市民講師による高砂文化教室「高砂学」(講座編、活動編、謡曲編、夏休み子ども寺子屋)の開催	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部	旧入江家住宅保存整備事業 申義堂運営管理事業	文化財建造物の保存活用	文化財建造物の保存と活用を図る。	文化財建造物である申義堂や旧入江家住宅を維持管理し、将来にわたる活用を推進する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部	史跡整備事業	史跡の保存活用	国指定史跡「石の宝殿及び亀山石採石遺跡」の保存活用を図る。	史跡整備計画にもとづき、史跡整備工事を実施する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部	文化財保護事業	文化財の保護	市内の文化財の保存と活用を図る。	文化財の調査、普及、活用を行う。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部	文化財保護事業	指定文化財の保護 (文化財保護法) (兵庫県文化財保護条例) (高砂市文化財保護条例)	市内の指定文化財等の保存と活用を図る。	文化財審議委員会の審議を経て、文化財指定等を行い、文化財保護を推進する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部	文化財保護事業(再掲)	歴史文化の活用と再生	市民の財産である文化財を介して郷土愛を深める。	地域の文化財を生かしたまちづくりを関係部局と協議する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部	文化財保護事業、工業松右衛門旧宅保存整備事業、工業松右衛門旧宅運営管理事業	指定文化財の保護 (文化財保護法) (兵庫県文化財保護条例) (高砂市文化財保護条例)	市内の文化財の保存と活用を図る。	文化財の調査、普及、活用を行う。市指定文化財の工業松右衛門旧宅を公開活用する。	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部	歴史的資料の活用	歴史的資料の活用	保存・整理した郷土の歴史的資料の公開及び有効活用	歴史的資料の公開及び有効活用	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部	歴史的資料の整理	歴史的資料の整理	新たな歴史的資料の収集・調査及び市史刊行にあたり収集した資料の保存・整理	歴史的資料の保存・整理	○	○	○
3-4-1-3	文化資源の発掘、保存、活用の推進	教育部			関係機関と連携して文化財の防火・防犯に努める。	文化財所有者や地域住民に対して、防火・防犯を周知する。	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化会館運営管理事業	・文化会館運営管理 ・文化会館指定管理 (高砂市文化会館条例)	施設の適正管理を維持する。	・施設予約システム ・指定管理委託	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化振興事業	・文化振興審議会開催 (高砂市文化振興条例) ・文化振興広報	文化芸術活動の推進を図る。	・高砂市文化振興審議会の開催 ・文化事業の広報	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化保健センター施設整備事業	文化保健センター施設整備	安全・安心に利用できる施設であるために必要な改修や修繕を効率的、計画的に実施する。	・エレベーター改修工事 ・屋上防水改修工事	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化保健センター運営管理事業	・文化保健センター運営管理 ・文化保健センター指定管理 (高砂市文化保健センター条例)	施設の適正管理を維持する。	・施設予約システム ・指定管理委託	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化振興		市内文化芸術活動の紹介と発信を行うとともに、支援・サポートできる組織を構築する。	・各団体等からイベント等の情報収集 ・市ホームページ等において情報発信 ・補助金制度の案内	○	○	○
3-4-1-4	文化を基盤とした市民・団体との連携の推進	健康文化部	文化会館の展示スペースの活用		市民が文化、芸術を発表できる場所を提供し、街全体が文化と芸術にあふれるまちをめざす。	文化会館の展示スペースの活用	○	○	○
3-4-1-5	多様な文化交流の促進	健康文化部	文化芸術推進事業	文化芸術活動の推進	文化芸術団体活動の活性化を図る。	文化連盟加盟団体が行う文化まつり事業への支援	○	○	○
3-4-1-5	多様な文化交流の促進	健康文化部	文化連盟活動助成事業	文化連盟活動への支援 (高砂市文化連盟事業費補助金交付要綱)	文化芸術団体活動の活性化を図る。	文化連盟加盟団体に対する補助金	○	○	○
3-4-1-5	多様な文化交流の促進	健康文化部	文化連盟活動助成事業(再掲)	文化連盟活動への支援 (高砂市文化連盟事業費補助金交付要綱)	市内の文化芸術活動を推進するとともに、他市との交流を行うことによりさらなる活動の場を広げる。	文化芸術事業の支援及び啓発	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
3-4-2-1	国際理解を深めるための機会づくり	健康文化部	国際交流協会補助事業	国際交流協会への支援 (高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱)	国際交流、国際理解の推進を図る。	(協会事業の支援) ・ラトロープ・デイ～国際交流バーベキュー～、国際交流バス旅行、日本語教室 ・国際文化交流会、国際交流サロン ・外国語講座 ・インターナショナルデイキャンプ	○	○	○
3-4-2-1	国際理解を深めるための機会づくり	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会への支援 (高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱)	交流の場づくりを推進し、外国籍の人の地域社会への参加を促進する。	(協会事業の支援) ・ラトロープ・デイ～国際交流バーベキュー～ ・国際交流バス旅行 ・国際文化交流会 ・日本語教室	○	○	○
3-4-2-1	国際理解を深めるための機会づくり	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会への支援 (高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱)	教育、スポーツ、文化、産業を通じた、市民交流の展開の充実を図る。	(協会事業の支援) ・ラトロープ・デイ～国際交流バーベキュー～ ・国際交流バス旅行 ・国際文化交流会 ・たかさご万灯祭出店	○	○	○
3-4-2-1	国際理解を深めるための機会づくり	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会への支援 (高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱)	海外諸地域の理解を深め、多文化共生を考える機会を提供する。	(協会事業の支援) ・国際文化交流会 ・国際交流講演会	○	○	○
3-4-2-2	市民による国際交流の促進	健康文化部	海外姉妹都市交流推進事業	海外姉妹都市交流推進事業	ラトロープ市との交流、相互理解を図る。	(市事業) 海外姉妹都市交流親善大使受入れ	○	—	○
3-4-2-3	多言語による情報提供と相談体制の整備	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会への支援 (高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱)	外国籍の人のための相談窓口の設置を推進し、外国籍の人の生活を支援する。	(協会事業の支援) 外国籍の人の相談窓口の設置	○	○	○
3-4-2-3	多言語による情報提供と相談体制の整備	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会への支援 (高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱)	各種ボランティアの充実を図る。	(協会事業の支援) 通訳・翻訳等ボランティアの調整、派遣	○	○	○
3-4-2-3	多言語による情報提供と相談体制の整備	健康文化部	国際交流協会補助事業（再掲）	国際交流協会への支援 (高砂市国際交流協会の運営に係る補助金交付要綱)	外国籍の人のための日本語教育基盤を整備する。	(協会事業の支援) 日本語教室	○	○	○
3-5-1-1	人権啓発の推進	福祉部	人権推進事業	人権推進経費 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)	高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画を推進する。	兵庫県人権啓発協会、兵庫県住宅資金等償還推進協議会等研修会参加	○	○	○
3-5-1-2	身近な人権問題の解決に意欲的に取り組む体制の確立	福祉部	人権教育事業	人権教育事務経費 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)	人権教育における学校教育、社会教育それぞれの分野の充実を図る。	人権教育にかかる事務経費	○	○	○
3-5-1-3	人権文化の息づく社会づくりの推進	福祉部	人権教育事業	人権教育啓発経費 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)	人権意識を高めるため、人権講演会や研修会をそれぞれの地域や職場にあわせて企画し実施する。	公民館人権講座 人権フェスティバル 企業人権研修会 人権教育研究大会	○	○	○
3-5-1-4	住民一人ひとりの人権意識の高揚	福祉部	隣保館運営管理事業	隣保館運営管理経費及び車両維持管理経費 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)	人権教育・啓発センターの機能をもち、様々な人権のニーズに対応できる施設として充実を図る。	人権教育推進事業、人権交流学習会、教養講座等の実施、隣保館運営審議会	○	○	○
3-5-1-5	人権相談業務の充実	福祉部	人権推進事業	人権相談経費 (人権擁護委員会法)	法務局と連携した人権相談事業の充実を図るとともに、電話による人権相談の推進を図る。	人権擁護委員による人権相談を月2回実施	○	○	○
3-5-1-6	学校・園における人権文化の醸成	教育部	学校振興事業	高砂市外国人学校補助金交付要綱	学校教育振興のため負担金及び補助金を支給する。	県高等学校定時制通信制教育振興会負担金及び西播朝鮮初中級学校補助金	○	○	○
3-5-1-6	学校・園における人権文化の醸成	福祉部	人権教育事業	地域に学ぶ人権学習推進経費 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)	参加体験型の学習活動や地域での体験活動を通じて人権問題について学習する。	地域の伝統文化を学び、地域の歴史へ関心を持ち理解を深める。	○	○	○
3-5-1-6	学校・園における人権文化の醸成	福祉部	人権教育活動助成事業	人権教育推進委託経費 (人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)	人権教育における学校教育、社会教育それぞれの分野の充実を図り、人権教育研究大会での発表、討議の充実を図る。 家庭・園・学校、地域、職場などそれぞれの場所と行政関係部署との連携を強化するための連絡会を必要に応じて開催する。	高砂市人権教育協議会総会を5月に開催、各部会において、研修会、講演会等を実施 東播磨地区人権教育研究協議会定例総会を5月に開催 兵庫県人権教育研究大会東播磨大会を7月に開催	○	○	○
3-5-2-1	政策・方針決定の場や地域社会への女性の参画の促進	こども未来部	たかさご男女共同参画プラン推進事業	男女共同参画の推進 (男女共同参画社会基本法) (第2次たかさご男女共同参画プラン【改訂版】)	男女共同参画社会の実現を目指す。	第2次たかさご男女共同参画プランの実施計画進捗状況を管理・検証する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
3-5-2-1	政策・方針決定 の場や地域社会 への女性の参画 の促進	こども未来 部	男女共同参画セ ンター管理運営 事業	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	審議会等への女性の登用 率の向上を図る。	審議会委員「見直し方 針」の徹底を図る。	○	○	○
3-5-2-1	政策・方針決定 の場や地域社会 への女性の参画 の促進	こども未来 部	男女共同参画セ ンター管理運営 事業	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	地域社会や働く場への女 性の参画を促進する。	自治会等を通して、セン ターの情報誌を回覧、配 布する。	○	○	○
3-5-2-2	女性のチャレ ンジ支援の充実	こども未来 部	たかさご男女共 同参画プラン推 進事業（再掲）	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	男女共同参画社会の実現 を目指す。	第2次たかさご男女共同 参画プランの実施計画進 捗状況を管理・検証す る。	○	○	○
3-5-2-2	女性のチャレ ンジ支援の充実	こども未来 部	男女共同参画セ ンター管理運営 事業	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	女性がその能力を最大限 に発揮できるよう関係機 関と連携して、職業能力 を高め適切な職業選択の 促進を図る。	・「女性のためのチャレ ンジ相談」を開催する。 ・ハローワークと連携し た求人情報を提供する。	○	○	○
3-5-2-2	女性のチャレ ンジ支援の充実	こども未来 部	女性活躍推進事 業	女性活躍推進法	男女共同参画社会の実現 と女性の活躍推進を図 る。	・女性の社会への参画を 目指して、女性活躍推進 講演会及び就職面接会を 開催する。 ・30～40歳代の女性を対 象にふだん見失いがちな 自分の価値を再発見し、 自信をもって地域社会で の就業や更なる活躍を 実現することを目指して 女性活躍推進セミナーを 開催する。	○	○	○
3-5-2-3	男女の人権尊重 に向けた意識づ くり	こども未来 部	たかさご男女共 同参画プラン推 進事業（再掲）	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	男女共同参画社会の実現 を目指す。	第2次たかさご男女共同 参画プランの実施計画進 捗状況を管理・検証す る。	○	○	○
3-5-2-3	男女の人権尊重 に向けた意識づ くり	こども未来 部	男女共同参画セ ンター管理運営 事業	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	「配偶者等からの暴力の ない社会の実現」に向け て策定した「高砂市配偶 者等からの暴力対策基本 計画【延長版】」の具体 事業を実施して計画を推 進する。	「中学生のためのデート DV防止講座」を開催す る。	○	○	○
3-5-2-4	仕事と生活の調 和の推進	こども未来 部	たかさご男女共 同参画プラン推 進事業（再掲）	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	男女共同参画社会の実現 を目指す。	第2次たかさご男女共同 参画プランの実施計画進 捗状況を管理・検証す る。	○	○	○
3-5-2-4	仕事と生活の調 和の推進	こども未来 部	男女共同参画セ ンター管理運営 事業	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	ワーク・ライフ・バラ ンスの推進に向け、男性 の意識改革を図る。	・「男性の料理教室」を 開催して、男性の家庭へ の参画を推進する。 ・「お父さん応援講座」 を開催して、男性の家 事・育児等への参画を促 進する。	○	○	○
3-5-2-5	相談窓口等に 関する情報提供 の充実	こども未来 部	たかさご男女共 同参画プラン推 進事業（再掲）	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	男女共同参画社会の実現 を目指す。	第2次たかさご男女共同 参画プランの実施計画進 捗状況を管理・検証す る。	○	○	○
3-5-2-5	相談窓口等に 関する情報提供 の充実	こども未来 部	男女共同参画セ ンター管理運営 事業	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】)	相談員の資質の向上を図 る。	相談事例等の研修会議で 「女性問題カウンセ ラー」のスキルアップを 図る。	○	○	○
3-5-2-6	女性の活躍促進	こども未来 部	女性活躍推進事 業	男女共同参画の推 進 (男女共同参画社 会基本法) (第2次たかさご 男女共同参画プラ ン【改訂版】) (女性活躍推進 法)	・女性の職業生活におけ る諸問題や活躍のために 必要なことについて考 える機会を設ける。 ・女性活躍に関する意識 の醸成や様々な分野から の意見を活かして施策の 充実を図る。	・女性活躍推進講演会・ 就職面接会、女性活躍推 進セミナーを開催する。 ・女性の活躍を推進す るための課題等について 協議する「たかさご女性 活躍推進会議」を開催す る。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防活動事業	救助活動経費 (消防法)	あらゆる災害において救助を要する者を安全、確実、迅速に救出する。	多種多様化した災害に対応しうる資器材を整備するとともに、隊員の技術向上を図り、災害防ぎよ・人命救助に対応する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防活動事業	火災活動等経費 (消防法)	火災、地震等の災害を防止するとともに、これらの災害による被害を軽減する。	火災、風水害等各种災害の出場要請により出動し、消防活動を行う。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防器具整備 助成事業	消防器具整備助成 経費 (高砂市消防器具 整備費助成金交付 要綱)	地域での火災発生時、住民による初期消火を目的とする。	自治会等に対し初期消火用具の整備助成金を交付する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防団活動事 業 ・消防団施設維 持管理事業	消防団活動経費 消防団施設維持管 理経費 消防自動車維持管 理経費 (消防組織法) (消防法)	消防団員の任務遂行を支援する。	①火災の警戒及び鎮圧、その他災害の防止及び被害の軽減の活動に従事する。 ②住民への防火指導、巡回広報等地域に密着した活動を展開し、地域における消防力、防災力の向上、地域コミュニティの活性化を図る。 ③消防団員の充足及び施設等の維持管理を実施する。 ④消防操法大会に向け訓練の充実を図る。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防団活動事 業 ・消防団施設維 持管理事業(再 掲)	消防団活動経費 (高砂市消防団協 力事業所表示制度 実施要綱)	消防団活動環境の整備、啓発などにより消防団の充実強化を図る。	消防団協力事業所数の増加のため各事業所へ協力依頼を実施する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・消防本部等運 営管理事業	消防管理事務経費 (消防法)	各種災害に対応するため必要不可欠な専門的知識及び技術を習得する。	消防学校及び救急救命士養成所等に職員を派遣入校させる。また、外部講師による研修会を開催する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・水防対策事業	水防対策経費 (水防法)	水防計画に基づき、水防用資機材の充実、連絡体制の構築により、水害に対する防災体制の確立を図る。	大雨・台風等の水害に対し、平素から訓練や広報活動、地域との連絡体制を構築することで、住民と一体となった水防活動を行う。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・火災予防事業	火災予防活動事務 経費 (消防法) (高砂市火災予防 条例)	住宅火災による死者数が9割近くを占めていることから、火災による人的被害を軽減するため住宅防火対策を推進する。	平成18年6月1日以前の既存住宅に住宅用火災警報器を設置するよう推進する。	○	○	○
4-1-1-1	防火対策の推進	消防本部	・火災予防事業 (再掲)	火災予防活動事務 経費 (消防法)	火災予防思想の普及啓発を行い、火災の発生を防止する。	①立入検査を実施し、火災予防上の維持管理及び法令の適合指導を実施する。 ②防火管理者を選任し、消防計画を提出させるとともに、消防訓練を実施するよう指導する。 ③幼年消防クラブ、少年消防クラブの育成指導を実施する。	○	○	○
4-1-1-2	通信指令体制の 整備	消防本部	・消防本部等運 営管理事業 ・災害対策事業	・消防庁舎等維持 管理経費 ・通信施設維持管 理経費 (消防法) (電波法)	災害事案に最適な消防隊を選別し、出動指令から事案終了までの指令管制業務を行う。	①システムの動作確認及び無線設備の送受信点検を毎日実施する。 ②地図検索装置システムのデータ更新及び車載端末のデータ更新を実施する。 ③指令及びデジタル無線システムの保守管理を業者委託にて実施する。	○	○	○
4-1-1-3	立入検査の強化	消防本部	・消防法 ・石油コンビナ ート等災害防止法		石油コンビナート地区の企業に対し、立入検査を実施することにより、法令遵守を徹底する。	法令遵守、防災体制の確立等事故防止体制を充実させる。	○	○	○
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	救急活動経費 (消防法) (救急救命士法)	緊急性を有する傷病者に対し迅速、的確な対応で救命率の向上を図る。	緊急性が低く、タクシー代わりに救急要請するのを排除するため、救急講習及び各種広報媒体等を通して市民に広く呼びかける。	○	○	○
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	救急活動経費 (消防法) (救急救命士法)	救急隊員の知識の向上を図り、高度な救命士を育成するとともに、迅速・的確な現場活動により救命率の向上を図る。	①各種災害により生じた事故並びに重篤な傷病者で、医療機関やその他の場所へ緊急に搬送する必要がある傷病者を救急隊によって搬送する。 ②救命士の再教育等実施するとともに、気管挿管、薬剤投与等実習させ認定救命士として活動させる。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	応急手当普及啓発活動経費（消防法）	応急手当に関する正しい知識と技術を習得させ、いざという時行動ができるようにする。	より多くの市民参加を求め、普通救命講習会等開催し、市民の応急手当による救命率の向上を図る。	○	○	○
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	救急活動経費（消防法）（救急救命士法）	メディカルコントロール体制の充実を図る。	①現場から24時間迅速に医師の指示・指導・助言を要請できる体制を維持する。 ②救急活動について事後検証を行い、その結果を再教育に活用する。	○	○	○
4-1-1-4	救急体制の強化	消防本部	・消防活動事業	消防自動車等維持管理経費	消防自動車及び救急車等の維持管理をすることにより即座に災害対応が実施できる。	消防、救急車両の法定点検、修繕並びに車両積載の装備品等機能点検を実施する。	○	○	○
4-1-1-5	消防施設等の充実強化	消防本部	・消防施設維持管理事業 ・消防施設整備事業	消防施設維持管理経費 消火栓更新事業（消防水利の基準）	消防水利等の維持管理及び充実強化を図る。	既設消火栓及び防火水槽の維持管理、水量・水圧調査を実施するとともに消火活動上支障のある消火栓を更新する。	○	○	○
4-1-1-5	消防施設等の充実強化	消防本部	・消防本部等運営管理事業	消防庁舎等維持管理経費（消防組織法）	消防庁舎の機能を適切に維持管理することで、防災拠点としての機能管理を行う。	消防行政の目的達成の機能を有していることから、庁舎の維持管理及び各施設の保守点検等実施する。	○	○	○
4-1-2-1	防災対策の充実	福祉部	災害見舞金事業	災害見舞金（高砂市災害見舞金等支給条例）	災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給する。	災害見舞金の支給	○	○	○
4-1-2-1	防災対策の充実	企画総務部	防災対策事業	・災害対策（災害対策基本法） ・国民保護対策（国民保護法） ・新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法）	・防災基盤の整備	・地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画の充実 ・防災情報の収集、伝達、運用 ・備蓄物資の確保 ・防災拠点の整備 ・近隣自治体、広域災害ネットワーク構成自治体及び民間事業者との連携強化	○	○	○
4-1-2-2	防災意識の高揚	まちづくり部	都市計画事務事業	山腹崩壊、急傾斜地等危険箇所の定期的な点検を実施	大雨等による宅地造成地及び急傾斜地などの崩壊等を未然に防ぐため、開発行為に関する工事が成された箇所を梅雨前にパトロールすると共に、イエローゾーン等の危険箇所を関係機関と調査する。	宅地造成地及び急傾斜地などの崩壊等を未然に防ぐため、パトロールを実施する。	○	○	○
4-1-2-2	防災意識の高揚	企画総務部	防災対策事業	・地域防災力の強化（災害対策基本法）	・地域コミュニティの防災力強化	・自主防災組織の育成補助 ・防災訓練の実施 ・防災出前講座の開催 ・ハザードマップの活用	○	○	○
4-1-2-3	総合治水の推進	(治水対策室)	雨水貯留施設設置助成事業	高砂市総合治水推進計画	雨水貯留施設設置の助成を実施する。	雨水貯留施設設置の助成を実施する。	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川改良事業	松村川整備事業	松村川の高潮による浸水被害から住民の生命・財産を守る。	平成30年度より、排水機場建設工事及び防潮水門建設工事に着手する。	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川改良事業	鹿島川・松村川整備事業	松村川の洪水による浸水被害から住民の生命・財産を守る。	護岸改修L=340m	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川管理事業	河川環境整備	河川の維持管理をする。	河川の維持管理を行う。（委託）	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	河川管理事業	河川維持補修	河川の維持管理をする。	河川の維持管理を行う。（修繕）	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	管渠建設事業	雨水管の新設排水区の計画	浸水被害の軽減	間の川雨水幹線工事（第2工区） 雨水管渠整備工事（南池・曽根地区、高砂地区） 雨水管渠設計（間の川、洗川緑道）	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	(治水対策室)	管渠建設事業	雨水管の新設排水区の計画	浸水被害の軽減	間の川雨水幹線工事（第2工区） 雨水管渠整備工事（高砂地区、曽根地区、南池地区） 間の川雨水幹線設計業務委託 洗川緑道雨水管渠設計業務委託	○	○	○



総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
4-1-2-4	浸水対策の推進	上下水道部	ポンプ場建設事業 終末処理場建設事業	ポンプ場の更新 ポンプ設備の増設 ポンプ場及びポンプ施設（高砂浄化センター）の新設	ポンプ場の機能維持 計画排水能力確保のためのポンプ設備等の増設 ポンプ場の建設	荒井ポンプ場 除塵機電気設備工事 天川ポンプ場 雨水電動ポンプ設備工事 鹿島第2ポンプ場 外壁防水工事 島の川ポンプ場 用地買収 増設工事委託 中島ポンプ場 建設工事委託（新設） 間の川ポンプ場 建設工事委託（新設） 高砂浄化センター 雨水ポンプ施設工事委託	○	○	○
4-1-2-4	浸水対策の推進	上下水道部	ポンプ場建設事業 終末処理場建設事業	ポンプ場の更新 ポンプ設備の増設 ポンプ場及びポンプ施設（高砂浄化センター）の新設	ポンプ場の機能維持 計画排水能力確保のためのポンプ設備等の増設 ポンプ場の建設	荒井ポンプ場 主ポンプ機械設備工事 主ポンプ電気設備工事 沖浜ポンプ場 非常用発電機設備工事 監屋町ポンプ場 非常用発電機設備工事 島の川ポンプ場 増設工事委託 高砂浄化センター雨水ポンプ施設 建設工事委託 下水道施設統廃合基本構想策定業務委託	○	○	—
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	道路維持管理事業	擁壁補修 大型カルバート補修	点検結果に基づき擁壁及び大型カルバートの補修を行う。	北脇・牛谷準幹線道路の擁壁補修工事と宮前幹線道路の大型カルバート補修工事を行う。	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	トンネル補修事業	高砂市トンネル修繕計画	トンネルの定期点検を行い、点検結果に応じて補修設計及び工事を行う。	北浜隧道の定期点検を行う。	○	○	—
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	橋りょう維持事業	橋りょう長寿命化修繕計画	橋りょうの点検を実施し、橋りょう長寿命化修繕計画の更新を行う。	橋りょう長寿命化修繕計画の更新を行う。	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	橋りょう新設改良事業	橋りょう長寿命化修繕計画	橋りょうの修繕計画に基づき補修設計及び工事を行う。	道路橋3橋の補修設計を行い、道路橋7橋、歩道橋2橋の補修工事を行う。	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	橋りょう耐震化事業	橋りょう長寿命化修繕計画、橋りょう耐震化計画	橋りょうの耐震化計画及び修繕計画に基づき耐震補修設計及び工事を行う。	高砂大橋の耐震補修工事を行う。	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	住宅・建築物安全ストック形成事業（再掲）	建築物耐震化（建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐促法））	助成制度（特に住宅への助成）の策定を検討するとともに、高砂市耐震改修促進計画の実施を推進し、市民への耐震意識の向上を図る。	住宅の簡易耐震診断、住宅耐震改修計画策定費補助、簡易耐震改修工事費補助、住宅耐震改修工事費補助、地震危険住宅建替工事費補助、防災ヘッド等設置費助成、屋根軽量化工事費補助、Vレタ-型工事費補助	○	○	○
4-1-2-5	建築物の耐震化	まちづくり部	宝殿駅自由通路耐震化事業	建築物耐震化（建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐促法））	宝殿駅自由通路の耐震化を行う。	宝殿駅自由通路の耐震補強工事を行う。	○	○	—
4-1-2-6	避難行動要支援者対策の推進	企画総務部	避難行動要支援者支援対策の推進	避難行動要支援者の支援体制構築（災害対策基本法）	避難行動要支援者支援体制の構築	自主防災組織との連携、協力による支援体制の強化	○	○	○
4-1-3-2	地域における見守り活動の推進	企画総務部	地域安全対策事業	防犯啓発事業推進（生活安全の推進に関する条例、暴排条例）	地域安全まちづくりの推進	・公共施設への防犯カメラ設置推進 ・地域見守り防犯カメラ設置補助事業 ・明るい安全安心まちづくり市民大会の開催	○	○	○
4-1-3-2	地域における見守り活動の推進	企画総務部	地域安全対策事業	青色防犯パトロール（生活安全の推進に関する条例、暴排条例）	犯罪の起きにくい地域づくりの推進	・青色防犯パトロールの実施 ・警察・防犯協会との連携強化	○	○	○
4-1-3-2	地域における見守り活動の推進	こども未来部			小学生の安全対策の向上を図る。	小学生の安全対策の向上を図るため、市内全小学校の児童に、防犯ブザーを配布する。（寄付）	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全思想の普及		自転車乗用中のヘルメット着用を促進し、子どもの頭部保護と転倒時における怪我の軽減を図る。	小学生並びに幼稚園、こども園及び保育園の園児に対するヘルメット着用とチャイルドシートの使用について、普及啓発活動を進めていく。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策（交通安全対策基本法、第10次高砂市交通安全計画）	ホームページに兵庫県の交通事故相談所の案内を掲載する。	交通事故被害者相談窓口についてホームページに掲載する。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策（交通安全対策基本法、第10次高砂市交通安全計画）	道路横断体験などを取り入れ、高齢者安全教室の強化を推進する。	高齢者交通安全教室を開催する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策（交通安全対策基本法、第10次高砂市交通安全計画）	改正道路交通法の施行により、75歳以上の運転者の免許証更新時に講習予備検査（認知機能検査）が導入されたことについて、周知徹底を図る。	高齢者ドライバー教室の開催と街頭啓発を行う。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	交通安全対策事業（再掲）	交通安全対策（交通安全対策基本法、第10次高砂市交通安全計画）	高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底を図る。	高齢者ドライバー教室の開催と街頭啓発を行う。	○	○	○
4-1-3-3	交通安全思想の普及推進	まちづくり部	自転車対策事業	自転車対策（高砂市自転車等の放置の防止に関する条例）	駅周辺環境の向上のため、放置自転車対策を推進する。	放置自転車禁止の啓発活動を行う。 放置自転車の撤去、保管、返還を行う。	○	○	○
4-1-3-4	防犯・交通安全に対する啓発の推進	まちづくり部	交通安全対策事業	交通安全対策（交通安全対策基本法、第10次高砂市交通安全計画）	高齢者、保育所・幼稚園の園児及び小学校の児童に体験型交通安全教育を実施することにより、市民が基本的なルールやマナーを習得できるように取り組む。	高齢者、保育所・幼稚園の園児及び小学校の児童に体験型交通安全教育を実施する。	○	○	○
4-1-3-4	防犯・交通安全に対する啓発の推進	企画総務部	地域安全対策事業	市民の防犯意識の高揚（生活安全の推進に関する条例、暴排条例）	地域安全まちづくり活動の推進	・防犯啓発活動 ・出前講座の実施 ・防犯協会への事業補助	○	○	○
4-1-3-6	交通安全施設の整備	まちづくり部	防犯灯等管理事業	防犯灯新設	防犯灯を設置する。	防犯灯新設工事を行う。	○	○	○
4-1-3-6	交通安全施設の整備	まちづくり部	防犯灯等管理事業	防犯灯新設	PCBが含まれる安定器の適切な処理を行う。	PCBが含まれる安定器の適切な処理を行う。	○	—	—
4-2-1-1	消費生活相談体制の充実	健康文化部	消費者保護対策事業（再掲）	消費者行政（高砂市消費生活センター条例） （高砂市消費生活相談員設置要綱）	市民の消費生活の安定に資するため、消費者行政の推進を図る。	国民生活センターとのネットワークシステムを活用して、消費者事故等の情報提供をするとともに、ホームページ、広報誌等で情報を発信する。	○	○	○
4-2-1-1	消費生活相談体制の充実	健康文化部	・消費生活対策事業 ・消費者保護対策事業 ・消費者行政活性化事業	消費者行政（高砂市消費生活センター条例） （高砂市消費生活相談員設置要綱）	市民の消費生活の安定に資するため、消費者行政の推進を図る。	消費生活相談員による週5日の相談体制を確立し、相談員においても研修等への参加によりスキルアップを図る。	○	○	○
4-2-1-3	消費者保護対策のための各種団体との連携強化	健康文化部	・消費者保護対策事業（再掲） ・消費者行政活性化事業（再掲）	各種団体間における情報交換及び連携	消費者被害救済のため、消費者団体及び各種団体とのネットワークづくりにより、地域ぐるみで被害防止と救済を図る。	各種団体と連携し、情報交換を図り、被害防止を図る。	○	○	○
4-2-1-3	消費者保護対策のための各種団体との連携強化	健康文化部	・消費者保護対策事業（再掲） ・インターネットトラブル防止啓発講座	・出前講座 ・インターネットトラブル防止啓発講座	出前講座を実施することで地域における消費者教育の推進を目指す。低年齢化するネットトラブル被害の未然防止を図る。	各地域において消費者教育を推進するため、消費生活相談員による「出前講座」を実施する。市内小中学校において、外部講師による啓発講座を実施する。	○	○	○
4-2-1-4	消費者団体の育成・支援	健康文化部	消費者団体育成事業	・生活科学事業（高砂市生活科学研究事業補助金交付要綱） ・高砂市生活科学合同学習会	消費生活に関する知識の普及と公正な情報の提供を通じ、消費者主催の確立と利益の増進、消費生活の安定と向上を図る。	高砂市消費者協会が実施する「生活科学合同学習会」を開催して、地域ぐるみで消費者被害防止に努める。また、「生活科学研究事業」に補助金を交付する。	○	○	○
4-2-1-5	平和意識の啓発	企画総務部	平和啓発	平和啓発	「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神に基づき、核兵器のない平和な社会の実現に向けて、市民とともに恒久平和への啓発を推進し、市民の平和意識の普及と高揚を図る。	・ヒロシマ・ナガサキ原爆写真展を実施する。 ・原爆の日及び終戦記念日にサイレンを鳴らし黙とうを市民にお願いする。 ・各団体による平和行進を支援する。	○	○	○
5-1-1	安全・安心な水の供給	上下水道部	給水管改良事業		公道上に埋設されている鉛給水管の取替えを行います。	公道上に埋設されている鉛給水管の取替えを行う。	○	○	○
5-1-1	安全・安心な水の供給	上下水道部	工水設備修繕		老朽設備の整備、更新	対応可能な箇所より修繕を進める。	○	○	○
5-1-1	安全・安心な水の供給	上下水道部	米新ポンプ場運転管理業務委託		民間委託の推進	米新ポンプ場等工水設備の運転管理業務委託を引き続き実施する。	○	○	○
5-1-1	安全・安心な水の供給	上下水道部			災害対策基本法第2条第1号で規定する地震等の自然現象により生じる被害を受けた事業者への応援	継続して圏域の代表者である兵庫県の補佐に努める。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部	発生汚泥処分委託		廃棄物の資源化	処分先の多角化、廃棄物資源化及び処理費の軽減を行う。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部	米田水源施設運転管理業務委託		民間委託の推進	浄水設備の運転管理を、職員の減員に合せ32年度から民間委託を拡大する。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部			少人数で運営できる人材の育成に努める。	上下水道部連絡会議の質の向上のため、専門的な研修に参加する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部			事業運営の効率化のため、外部への業務委託を推進する。	水道料金事務民間委託を引き続き実施する。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部			持続可能な事業運営基盤の構築のため、水道料金水準の適正化に努める。	水道料金水準の適正化を検討する。	○	○	○
5-1-1-1	財政基盤の強化	上下水道部			持続可能な事業運営のため広報活動の充実を図る。	広報誌やホームページや検針票を活用して、水道利用者へ情報を提供してきた。今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、内容の見直しや事後検証に取り組んでいく。	○	○	○
5-1-1-2	災害に強い水道施設の整備	上下水道部	配水管布設替事業 配水管新設事業 配水管整備事業		・老朽管の更新を行う。 ・下水道、治水事業と整合を取りながら配水管の整備を行う。 ・未整備区域を整備する。	・2箇所の老朽管布設替工事を予定している。 ・下水道、治水事業と整合を取りながら配水管の整備を行う。 ・1箇所の新設工事を予定している。	○	○	○
5-1-1-2	災害に強い水道施設の整備	上下水道部	浄水設備整備		老朽設備の整備、更新	老朽設備の更新を緊急性の高いものから順次実施する。	○	○	○
5-1-1-3	水質監視の信頼性の維持及び強化	上下水道部	水質検査委託 水質検査機器点検委託	(水道法)	安心して飲める水道水の供給	原水水質検査 浄水水質検査 給水栓水質検査 分析装置の点検	○	○	○
5-1-1-3	水質監視の信頼性の維持及び強化	上下水道部	米田水源地再構築基本計画策定業務委託		水源地施設の将来の水需要に基づく合理的な再構築を行うための基本計画策定	既存施設の調査分析、将来の水需要の予測、施設規模の適正化案作成、費用対効果や分析による財政への影響を踏まえた、最適な整備案を作成する	○	○	○
5-1-2-1	未処理生活排水量の削減	上下水道部	管渠建設事業	汚水管の新設	下水道普及率の増	汚水面整備工事 (阿弥陀地区調整区域を含む) 公共みず設置工事 高砂処理区合流管渠基本計画策定業務委託 東宮南材木幹線建設工事委託	○	○	○
5-1-2-2	安定したサービスの提供	上下水道部	管渠建設事業 ポンプ場建設事業 終末処理場建設事業	計画的な改築・維持管理	安定したサービスの提供	ストックマネジメントの導入 資産管理システムの導入 運営	○	○	○
5-1-2-3	開かれた下水道経営	上下水道部			上下水道事業の経営状態の公開	ホームページ等による経営情報の公開	○	○	○
5-1-2-4	下水道施設の老朽化対策	上下水道部	管渠建設事業	老朽管の改築更新	管路の機能維持	人孔蓋更新工事	○	○	○
5-1-2-4	下水道施設の老朽化対策	上下水道部	終末処理場建設事業	浄化センターの更新	公共水域の水質保全のため浄化センター設備、施設の機能回復	伊保浄化センター 中央監視電気設備工事 (全体設計H29-H30) 中央監視電気設備工事 (その2) 受変電設備工事 外壁及び屋上防水改修工事	○	○	○
5-1-2-5	被災時のサービス継続	上下水道部		全庁BCP及び下水道BCP	被災時のサービス継続	下水道BCP計画のブラッシュアップ	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	ごみ収集委託事業	ごみの収集(廃掃法第6条の2)	委託地区の一般家庭から排出される可燃ごみ及び市内全域の粗大・不燃ごみ、空き缶・廃乾電池、空きびん・ペットボトルの収集及び運搬	委託による一般家庭から排出される可燃ごみ、粗大・不燃ごみ、空き缶・廃乾電池、空きびん・ペットボトルの収集及び運搬業務	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	ごみ収集事業	ごみの収集(廃掃法第6条の2)	直営地区の一般家庭から排出される可燃ごみの収集	直営による一般家庭から排出される可燃ごみ収集運搬業務及び収集車両の維持管理	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	ごみ処理事業	ごみの処理(廃掃法第6条の2)	処理施設の廃止に伴う、ごみの処理委託と再資源化に要する経費	ごみの処理委託と再資源化に要する経費	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	し尿収集委託事業	し尿の収集(廃掃法第6条の2)	直営地区以外の水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所の収集を民間の業者に委託	直営地区以外の水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所の収集を民間の業者に委託	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	し尿収集事業	し尿の収集(廃掃法第6条の2)	水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所を直営で収集	水洗化されていない家庭及び事業所のくみ取り便所を直営で収集	○	○	○
5-1-3	快適で衛生的な生活環境の向上と施設の整備	生活環境部	し尿処理施設運営管理事業	し尿処理施設の運営管理(廃掃法第6条の2)	し尿処理施設及びそれに寄与する全ての構造物並びに装置の運転管理	し尿処理施設の運営	○	○	○
5-1-3-1	ごみ減量化・再資源化の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	ごみの減量化再資源化の推進(廃掃法第6条)	生ごみの再利用を図るとともに、市民のごみの再利用に対する意識高揚及びごみ減量化を促進する。	電動式生ごみ処理機購入助成金の交付	○	○	○
5-1-3-1	ごみ減量化・再資源化の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	各地域のごみ減量化等の推進(廃掃法第5条の8)	地域住民と連携し、ごみの減量化再資源化を図る。	・ごみ減量等推進委員会連絡会、地区ごみ減量等推進委員会の開催等 ・地区ごみ減量等推進業務の委託	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
5-1-3-1	ごみ減量化・再資源化の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	ごみの減量化再資源化の推進（廃掃法第6条）	地域におけるごみの資源化を推進する。	資源ごみ集団回収運動奨励金の交付	○	○	○
5-1-3-1	ごみ減量化・再資源化の推進	生活環境部	ごみ減量化再資源化対策事業	ごみの減量化再資源化の推進（廃掃法第6条）	基本計画等による分別収集や啓発事業を実施し、ごみの減量化再資源化を図る。	・廃棄物減量等推進審議会の開催 ・生ごみ水切り啓発の推進 ・コンポスト等の普及啓発 ・ごみ減量化・資源化の街頭啓発 ・ごみ減量化・再資源化啓発ポスター事業 ・使用済小型家電、蛍光管、水銀体温計・血圧計、使い切りライターの拠点回収 ・剪定枝・草の再資源化	○	○	○
5-1-3-4	広域ごみ処理施設建設の推進	生活環境部	広域ごみ処理施設建設事業	広域ごみ処理の推進（廃掃法、事務委託の規約）	広域ごみ処理施設の整備	広域ごみ処理施設の建設工事及び設計施工監理（既存施設解体着手）	○	○	○
5-1-3-4	広域ごみ処理施設建設の推進	生活環境部	広域ごみ処理事務事業	借地借家法	広域ごみ処理施設の建設	定期借地権契約履行	○	○	○
5-1-3-4	広域ごみ処理施設建設の推進	生活環境部	広域ごみ処理施設周辺道路整備事業	広域ごみ処理の推進（事務委託の規約）	広域ごみ処理施設周辺道路の整備	広域ごみ処理施設周辺道路（市道）の整備	○	○	○
5-1-3-5	浄化槽設置費助成の拡充	生活環境部	浄化槽設置整備助成事業	浄化槽設置費補助金（高砂市浄化槽設置費補助金交付要綱）	し尿と生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため浄化槽の設置工事費の一部を補助する。	浄化槽設置費補助金交付事務	○	○	○
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部	公園墓地等管理事業	公園墓地等の管理（墓園管理条例）	公園墓地等の維持管理	・公園墓地の管理運営 ・市有墓地の維持管理	○	○	○
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部	公園墓地等整備事業	公園墓地等の管理（墓園管理条例）	墓地不足の解消を図る	無縁墳墓の改葬 合葬式無縁墓地の設置	○	○	○
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部		墓地、埋葬等に関する法律	市有墓地の管理の適正化	市有墓地の計画的な台帳整備の推進	○	○	○
5-1-3-6	墓地の整備	生活環境部		公園墓地のあり方について、検証、検討する。	墓地行政の適正化	公園墓地のあり方について、検証、検討する。	○	○	○
5-1-3-7	斎場の整備	生活環境部	斎場運営管理事業	斎場維持管理	経年劣化する火葬炉耐火材等の機能回復	火葬炉設備耐火材積替等の修繕	○	○	○
5-1-3-7	斎場の整備	生活環境部	斎場運営管理事業	斎場指定管理（斎場及び葬祭事業に関する条例）	施設の効果的、効率的な管理運営の推進	指定管理者による管理運営	○	○	○
5-2-1	地域環境の保全	生活環境部	環境保全推進事業	環境保全の推進（環境基本法 環境保全条例）	環境保全の推進のため審議会、協議会を開催する。	年1回の審議会と年2回の環境保全協議会を開催する。	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	環境衛生事業	生活環境の向上（環境関係法令）	地域と連携し、生活環境の向上を目指す。	専用水道事務、公衆浴場、空閑地などの環境・保健衛生業務	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	公害対策事業	公害対策（高砂市環境保全条例、環境関係法令）	環境関係法令及び環境保全協定に基づき、工場・事業場に対する規制、調査・指導等を実施する。	工場・事業場への立入調査・指導の実施	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	公害対策事業（再掲）	公害対策（環境関係法令）	市、事業者、国、県等で構成される協議会等において、河川汚濁防止等について一体となった取組みを実施する。	協議会等への参画及び協議に基づく活動の実施	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	公害対策事業（再掲）	公害対策（PCB特措法）	市、県、事業者とPCB廃棄物の保管等に関する覚書を締結することにより、PCB廃棄物が適正に処理されるよう取り組む。	PCB廃棄物保管事業場におけるPCB廃棄物の処理状況、保管状況の把握	○	○	○
5-2-1-1	生活の質の向上	生活環境部	公害対策事業（再掲）	公害対策（環境基本法 騒音規制法）	大気、水質、騒音、振動等の環境測定を実施し、基準遵守状況の確認を行う。	大気、水質、騒音、振動等の環境測定の実施	○	○	○
5-2-1-2	きれいなまちの環境保全活動	まちづくり部	道路維持管理事業	道路維持管理	道路の緑化を推進する。	道路環境の維持管理のための街路樹の剪定や路肩の草刈りを行う。	○	○	○
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	環境学習啓発推進事業	環境保全の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	第2次高砂市環境基本計画の基本目標の一つである「環境学習」に沿って、主に将来を担う子供たちの環境意識向上に向けた啓発推進事業を推進する。	・「ヘアリーベッチ」による人と環境にやさしい農業体験の開催 ・アサリ稚貝放流体験と環境学習の開催 ・自然観察会の開催	○	○	○
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	環境保全推進事業	環境保全の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	環境学習の推進及び夏季のエネルギー削減に役立つ緑のカーテン事業の普及を促進する。	緑のカーテンの普及啓発	○	○	○
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	地球温暖化対策を推進するための協議会を運営する。	地球温暖化対策地域協議会の開催	○	○	○
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	C02排出量の削減に寄与する機器の導入を促進する。	家庭用燃料電池システム設置補助金	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
5-2-1-3	環境負荷の低減に配慮した住宅及び日常生活の普及の推進	生活環境部	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策の推進（地球温暖化対策の推進に関する法律）	市民に対し地球温暖化対策に関する啓発事業を開催し、低炭素社会形成と省エネ啓発を行う。	地球温暖化対策に関する啓発事業の開催	○	○	○
5-2-1-5	行政資源の活用と行政コストの削減	生活環境部	環境マネジメント推進事業	・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・地球温暖化対策の推進に関する法律	市庁舎・施設における環境施策への取組	職員を対象とした庁内研修の実施	○	○	○
5-3-1-1	地区計画制度などの活用	まちづくり部	まちづくり推進事業	まちづくり推進条例	計画的な土地利用及び市民の皆様との参画と協働によるまちづくりを推進する。	計画的な土地利用及び市民の皆様との参画と協働によるまちづくりを推進する条例の啓発活動等を行う。	○	○	○
5-3-1-1	地区計画制度などの活用	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	参画と協働による市街化調整区域のまちづくり。	参画と協働による市街化調整区域のまちづくりに取り組む。	参画と協働による市街化調整区域のまちづくりに取り組む。	○	○	○
5-3-1-1	地区計画制度などの活用	まちづくり部	明姫南地区まちづくり推進事業	明姫幹線南地区まちづくり協議会	市街化調整区域の土地利用検討を住民参加のもとに実施する。 明姫幹線南地区まちづくり協議会による現況調査、広報誌発行などを行う。 A地区の市街化調整区域における地区計画の都市計画決定に向けて取り組む。	広報誌発行及び運用基準の策定に向けて取り組む。	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	市営住宅整備事業	市営住宅解体（公営住宅法、市営住宅条例）	住宅環境の改善のため、老朽化した木造住宅の解体を進めるとともに、市営住宅跡地の利活用について検討する。	住宅環境の改善のため、木造住宅（2戸）を解体する。 移転に伴う補償を行う。 跡地売却に向けて測量を行う。	○	—	—
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	中筋住宅建設事業	中筋住宅建設（公営住宅法、市営住宅条例）	平成25年3月に策定した市営住宅再生マスタープランに基づき、中筋住宅の建設を行い、木造住宅からの移転を推進する。	市営住宅再生マスタープランに基づき平成29年度に建設された中筋住宅建設工事の影響事後調査を実施する。	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	建築等の行為の届出に対する審査（都市計画法）	既決定された地区計画の区域における建築等の行為の届出に対する審査を行う。	地区計画制度の普及活動を通じて、関係市町の緊密な連絡調整を図り、魅力あるきめ細かなまちづくりの推進に取り組む。	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	適正な土地利用を誘導する（都市計画法）	次回の用途地域の見直しに向け、建物の建築動向を注視する。	次回の用途地域の見直しに向け、建物の建築動向を注視する。	○	○	○
5-3-1-2	良好な宅地の確保と快適な市営住宅整備の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	開発指導事務（都市計画法）	開発行為の規制の適正化を図り、良好な都市環境を確保する。	開発指導に要する経費	○	○	○
5-3-1-3	豊かな住生活の実現	まちづくり部	空家等対策推進事業	空家等対策の推進に関する特別措置法 高砂市空家等の適正な管理に関する条例	空家等が、生活環境に悪影響を及ぼしており、空家等に関する対策を実施する。	空家等対策計画に基づき、空き家活用支援事業、老朽危険空き家の除却支援事業及び空家等対策を行う。	○	○	○
5-3-1-3	豊かな住生活の実現	まちづくり部	住生活基本計画策定事業	住生活基本法 住生活基本計画 兵庫県住生活基本計画	住宅施策を総合的かつ計画的に実施する。	住生活基本法に基づく全国計画及び兵庫県住生活基本計画を踏まえ、本市の地域特性等に配慮した住宅施策に関する基本計画を策定する。	○	—	—
5-3-1-3	豊かな住生活の実現	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	建物の不燃化促進（都市計画法）	地域住民に対して防災・減災知識の普及及び意識の高揚を図り、参画と協働で生活道路の改良や木造建物の防火性能の向上に努める。	地域住民に対して防災・減災知識の普及及び意識の高揚を図り、参画と協働で生活道路の改良や木造建物の防火性能の向上に努める。	○	○	○
5-3-1-3	豊かな住生活の実現	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	密集市街地対策	地域住民や土地所有者等とともに、生活道路の改良を含む面整備手法等を検討する。	地域住民や土地所有者等とともに、生活道路の改良を含む面整備手法等を検討する。	○	○	○
5-3-1-4	景観の保全・創造の推進	まちづくり部	屋外広告物規制事業	屋外広告物規制	路上違反広告物撤去活動員による違反広告物を撤去する。	違反広告物を撤去する。	○	○	○
5-3-1-4	景観の保全・創造の推進	まちづくり部	景観まちづくり事業	景観の形成等に関する条例	市ホームページ、高砂みなどまちづくり構想推進協議会ホームページ等に景観形成地区の内容を掲載し、PRを図る。	市ホームページ、高砂みなどまちづくり構想推進協議会ホームページ等に景観形成地区の内容を掲載し、PRを図る。	○	○	○
5-3-1-4	景観の保全・創造の推進	まちづくり部	景観まちづくり事業（再掲）	景観の形成等に関する条例	基本構想策定時の調査等で明らかになった歴史的資源の利活用を検討する。 高砂景観賞の実施を促進する。	基本構想策定時の調査等で明らかになった歴史的資源の利活用を検討する。	○	○	○
5-3-1-4	景観の保全・創造の推進	まちづくり部	都市計画事務事業（再掲）	屋外広告物規制（屋外広告物条例）	街の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために規制を行う。	街の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、是正指導等を行う。	○	○	○
5-3-1-5	臨海部の活性化の推進	まちづくり部	高砂みなどまちづくり推進事業	高砂みなどまちづくり構想	高砂・荒井・伊保・曾根地区において歴史資源を活かした景観まちづくりを行う。	みなどまちづくり瓦版の発行及び行動計画に基づくまちづくりに取り組む。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
5-3-1-5	臨海部の活性化の推進	まちづくり部	山陽高砂駅南周 辺整備事業	山陽電鉄高砂駅南 側の周辺整備	山陽電鉄高砂駅南側の周 辺整備について検討す る。	高砂駅南地区まちづくり 協議会の支援を行う。	○	○	○
5-3-1-6	コンパクトシ ティ(集約型都 市構造)の推進	まちづくり部	高砂市都市計画 マスタープラン 見直し事業	都市計画法第18条 の2 都市計画に関する 基本的な方針(以 下この条において 「基本方針」とい う。)を定めるも のとする。	市が目指す将来都市像の 実現に向けた、まちづく りの基本方針で、20年後 の市の姿を見据え、市全 体の将来像、地域の将来 像、まちづくりの進め方 などを策定する。	現在の土地利用調整基本 計画と現況が乖離してい るところ及び都市施設等 の具体的な整備方針につ いて見直しを図る。	—	○	○
5-3-1-6	コンパクトシ ティ(集約型都 市構造)の推進	まちづくり部	立地適正化計画 策定事業	都市再生特別措置 法	将来の人口減少を勘案し た住みやすいまちづく りを推進するため、拠点機 能の適正配置など立地適 正化の検討等を行う。	少子高齢化が進む中、都 市全体の構造を見直し、 居住や都市の生活を支 える機能の誘導によるコン パクトなまちづくりと、 地域交通との連携によ る、「コンパクトシ ティ」を構築するため、 立地適正化計画を策定す る。	○	○	—
5-3-1-7	鉄道駅周辺整備 の推進	まちづくり部	JR曾根駅周辺 整備事業	JR曾根駅周辺整備 計画	JR曾根駅のアクセス改 善と駅周辺整備を行う。	JR曾根駅周辺整備の用 地測量等を行う。	○	○	○
5-3-1-7	鉄道駅周辺整備 の推進	まちづくり部	都市計画事務事 業(再掲)	宝殿駅附近都市整 備協議会	宝殿駅附近都市整備協 議会幹事会において再開 発等について検討すると ともに、国道2号から宝 殿駅間の道路整備手法等 について加古川市と意見 交換を行う。	宝殿駅附近都市整備協 議会幹事会において再開 発等について検討すると ともに、国道2号から宝 殿駅間の道路整備手法等 について加古川市と意見 交換を行う。	○	○	○
5-3-1-7	鉄道駅周辺整備 の推進	まちづくり部	連続立体交差推 進事業	連続立体交差事業 の推進	連続立体交差推進事業 の推進	周辺まちづくり等調査業 務委託を行う。県が実施 する踏切交通量調査等に 係る負担金の支出。	○	○	○
5-3-2-2	公共交通網の拡 充の推進	まちづくり部	地方バス等公共 交通維持確保対 策事業	地方バス等公共交 通維持確保対策 (高砂市地方バス 等公共交通維持確 保対策補助金交付 要綱)	県と協調して住民にと って必要不可欠なバス路 線の維持確保を図るた め、民営の乗合バス事業 者に予算の範囲内にお いて補助金を交付し、地 域住民の福祉の向上を 図る。	地方バス等公共交通維持 確保対策に要する経費	○	○	○
5-3-2-2	公共交通網の拡 充の推進	まちづくり部	都市計画事務事 業(再掲)	JR山陽本線及び 山陽電鉄の運行本 数の増加など利便 性向上	運行本数の増加等につ いて、鉄道事業者によ り要望する。	山陽本線沿線市町連絡 会から西日本旅客鉄 道株式会社へ要望書 を提出する。	○	○	○
5-3-2-3	コミュニティバ スの利便性の向 上	まちづくり部	コミュニティバ ス運行事業	コミュニティバス 運行	公共交通機関を維持 する。	じょうとんバス運行に 要する経費	○	○	○
5-3-2-3	コミュニティバ スの利便性の向 上	まちづくり部	地域公共交通計 画策定事業	コミュニティバス 路線の再編を検討	既存地域公共交通の再 編を検討し公共交通計 画を策定する。	開設される公共施設へ のアクセス手段のひと つとしてコミュニティバ ス路線の検討をし公共 交通の充実を図る。	—	○	○
5-3-2-4	幹線道路の整備 の推進	まちづくり部	播磨臨海地域道 路網計画策定	道路新設	播磨臨海地域道路の 事業化を目指す。	兵庫県が平成29年度 に行った将来交通量推 計データを用いて、播 磨臨海地域道路網計 画を策定する。	○	○	○
5-3-2-4	幹線道路の整備 の推進	まちづくり部	姫路高砂道路整 備促進協議会設 立準備事業	姫路高砂道路整備 促進協議会設立準 備	高砂市と姫路市を連 絡する都市計画道路の 一体的、計画的な整備 を図るため、両市にお いて促進協議会設立に 向けて協議を行う。	高砂市と姫路市を連 絡する都市計画道路の 一体的、計画的な整備 を図るため、両市にお いて促進協議会設立に 向けて協議を行う。	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	狭あい道路事業	狭あい道路の拡 幅促進	市内に存する狭あい 道路の拡幅を促進し、 生活環境の向上及び 安全安心なまちづく りを行うため	平成26年4月1日に 施行した狭あい道路 整備要綱の適切な運 用と制度の啓発	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	高砂・堀川周 辺地区整備事業	道路新設改良	道路整備工事・標 識設置工事を行う	高砂・堀川地区周 辺の道路及び標識設 置を行う。	○	—	—
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	小松原地区整備 事業	都市再生整備計 画(小松原地区)に 基づく事業の実施	小松原地区の都市再 生整備計画に基づき 道路整備を実施する。	細街路幅に伴う物件 補償を行う。	○	—	—
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	道路維持管理事 業	舗装修繕	安全な通行の確保	路面性状調査に基づ き著しい損傷のあ った宮前幹線道路他 5路線の舗装補修工 事を行う。	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	道路維持管理事 業	一般市道補修計 画	安全な通行の確保	一般市道補修計画に 基づき、舗装補修工 事を行う。	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	道路新設改良事 業	道路新設改良	曾根31号線道路の 整備を行う。	大蔵神社周辺の道 路整備のための地 元調整を行う。	○	○	○
5-3-2-5	生活道路の整備 の推進	まちづくり部	道路新設改良事 業	道路新設改良	安全な通行の確保	米田80・88号線 道路整備工事を行 う。	○	○	—
5-3-3-1	公園・緑地の維 持管理の推進	まちづくり部	公園等管理事業	委託契約	経年劣化した公園施 設の計画的な修繕を 行う。	経年劣化した公園施 設の修繕を行う。 (公園等、あらい 浜公園、公共埠頭 緑地、高砂西港 みなど公園)	○	○	○
5-3-3-1	公園・緑地の維 持管理の推進	まちづくり部	ちびっこ遊園助 成事業	ちびっこ遊園の 補修等に係る助成 要綱	地元自治会が管理 するちびっこ遊園 の効果的な維持 管理を行う。	ちびっこ遊園の適 正な維持管理のため 助成を行う。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
5-3-3-1	公園・緑地の維持 管理の推進	まちづくり 部	環境緑地維持管 理事業	環境緑地維持管理 委託契約	緑地の適正な維持管理を 行う。	緑地の適正な維持管理を 行う。	○	○	○
5-3-3-1	公園・緑地の維持 管理の推進	まちづくり 部	公園等管理事業	指定管理者基本協 定書	経年劣化した公園施設の 計画的な修繕を行う。	経年劣化した公園施設の 修繕を行う。（都市公 園、総合運動公園）	○	○	○
5-3-3-1	公園・緑地の維持 管理の推進	まちづくり 部	総合運動公園整 備事業	公園補修	経年劣化した公園施設の 補修を行う。	障がい者視線誘導標示 （点字シート）の補修を 行う。	○	○	○
5-3-3-2	緑をいかしたま ちづくりの推進	まちづくり 部	公園等管理事業	県民緑税を活用し た県民まちなみ緑 化事業の申請に対 する事務	都市地域における防災性 の向上や環境改善等を図 るため、県民緑税を活用 した県民まちなみ緑化事 業の申請に対する事務 （緑化計画の策定及び進 達）を行う。	都市地域における防災性 の向上や環境改善等を目 的として、住民が協働し て学校、公園や空き地な どで行う緑化のほか、ま とまった面積の緑化が可 能な土地の所有者等が行 う樹木を中心とした緑化 に対して、県の県民ま ちなみ緑化事業の申請に 対する事務を行う。	○	○	○
5-3-3-2	緑をいかしたま ちづくりの推進	まちづくり 部	緑化推進委託事 業	緑化推進委託契約	緑化を推進する。	結婚、出生を記念して苗 木を無料配布して緑化を 推進する。	○	○	○
6-1-1-1	人・農地プラン 作成の促進	生活環境部		人・農地プラン作 成の促進	人・農地プラン作成に向 けた取組	農地利用等の最適化のた め、農業委員会等農業関 係団体と協力しモデルと なる地区を定め、人・農 地プラン作成に向けた取 り組むを支援	○	○	○
6-1-1-2	担い手の育成	生活環境部	水田農業構造改 革対策事業	経営所得安定対策	農業振興に向け生産基盤 を整備し担い手を育成	経営所得安定対策（水田 活用の直接支払交付金な ど）の実施 国の施策（支援）などを 活用し6次産業に取り組 む農業者（団体）を支援	○	○	○
6-1-1-2	担い手の育成	生活環境部	農業振興事業	担い手の育成	担い手の育成に向けた取 組	農産物品評会の開催 県主催の就農希望者向け セミナーや相談会への参 加 国の農業経営支援策情報 の提供 農業講座の実施	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	水路管理事業	水路管理	用排水路の維持管理及び 整備を行う。	用排水路の維持管理及び 整備を行う。（委託）	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	水路管理事業	水路管理	用排水路の維持管理及び 整備を行う。	用排水路の維持管理及び 整備を行う。（修繕、工	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	ため池改修事業	農村地域防災減災 事業	阿弥陀地区のため池の健 全化を図る。	県事業で市ノ池の改修を 行う。	○	○	—
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	ため池改修事業	農村地域防災減災 事業	ため池の耐震化を図り、 災害を未然に防止する。	ため池の耐震診断	○	○	—
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	ため池改修事業	農村地域防災減災 事業	ため池の耐震化を図り、 災害を未然に防止する。	県事業で弟池の改修を行 う。平成30年度は実施設 計を行う。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	ため池改修事業	ため池保全管理省 力化事業	ため池の法面に小段を設 置してため池管理の省力 化を図る。	県補助事業により、ため 池に小段を設置する。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	土地改良施設運 営管理事業	鹿島排水機場運営 管理	鹿島排水機場の維持管理 を行う。	鹿島排水機場の維持管理 を行う。（委託）	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	土地改良施設運 営管理事業	鹿島排水機場維持 修繕	鹿島排水機場の維持管理 を行う。	鹿島排水機場の修繕を行 う。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	生活環境部	農業振興事業	多面的機能発揮対 策	地域資源の適切な保全管 理を推進 地域の共同活動への支援	多面的機能支払交付金の 交付 農地等の多面的機能の維 持等に取り組む活動組織 6 団体に対して地域保全管 理構想の策定を支援	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	用排水路改良事 業	市内用排水路改良	用排水路を改修する。	用排水路改良工事を行 う。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	(治水対策 室)	用排水路改良事 業（再掲）	市内用排水路改良	用排水路を改修する。	用排水路改良工事を行 う。	○	○	○
6-1-1-3	環境・基盤の整 備	生活環境部	林業事業	有害鳥獣被害対策	有害鳥獣による農作物被 害防止に向けた取組	集落柵の設置促進 集落での捕獲体制の整備	○	○	○
6-1-1-4	遊休農地の解消	(農業委員 会事務局)	地区農業委員会 運営事業	地区農業委員会運 営活動補助 (高砂市地区農業 委員会運営活動補 助金交付要綱)	農業委員会事務の円滑な 運営や地域農業の振興を 図る。	農地パトロール 農地法に基づく申請、届 出の予備審議	○	○	○
6-1-1-4	遊休農地の解消	(農業委員 会事務局)	農業委員会運営 事業	農業委員会運営経 費 (農業委員会等に 関する法律)	農地の利用関係の調整と 農地の有効利用を図る。	農地法に基づく申請書、 届出書の受理 農地法の普及指導及び違 反防止 農地の利用の最適化の推 進	○	○	○
6-1-1-4	遊休農地の解消	生活環境部		遊休農地の解消	遊休農地の有効活用に向 けた取組	集落営農組織による体験 農園・観光農園の開設促 進 市民農園開設に向け調 査・研究	○	○	○
6-1-1-5	地産地消の推進	生活環境部	水田農業構造改 革対策事業	地産地消の推進	市内農作物の安定供給を 図るため地産地消を推進	生産農家の育成や栽培技 術の高度化を推進 市内農産物の学校給食等 への提供 市内農作物直売所等での 販売支援	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
6-1-2-1	環境・基盤の整備	生活環境部	水産多面的機能 発揮対策事業	漁場環境の整備	海の保全活動の実施	藻場、干潟、浅場等の保 全活動の実施	○	○	○
6-1-2-2	水産資源の確保	生活環境部	水産業振興事業	水産資源の確保	種苗の生産、放流事業の 実施	クルマエビ、ヒラメ、マ コガレイ、ガザミなどの 種苗中間育成並びに放流 の実施 タイラギ等二枚貝の養殖 を支援	○	○	○
6-1-2-3	経営の近代化	生活環境部	漁業振興資金融 資事業	経営の近代化	経営の近代化に対する支 援の実施	漁業近代化資金融資の幹 旋と利子補給の実施	○	○	○
6-1-2-4	担い手の育成	生活環境部		漁業協同組合の経 営基盤の強化	流通機構の整備、観光漁 業の調査研究の実施	流通機構の整備の調査研 究や観光漁業の調査研究 を実施	○	○	○
6-1-3-1	地域を担う中小 企業の応援	生活環境部	観光振興事業	地域商業振興	県、会議所と連携し、事 業所状況を把握し、育成	県民局・会議所と連携し た講演会事業等に協力	○	○	○
6-1-3-1	地域を担う中小 企業の応援	生活環境部	水産業振興事業	漁業協同組合の経 営基盤の強化 担い手の育成	漁業経営の基盤強化と漁 業者福祉の充実	漁船共済保険事業の補 助、流通機構の整備の調 査研究、観光漁業の調査 研究の実施	○	○	○
6-1-3-1	地域を担う中小 企業の応援	生活環境部	中小企業融資事 業	中小企業の振興と 健全な発展（高砂 市中小企業特別融 資制度措置要綱）	中小企業者に対する資金 の円滑化を推進	毎月広報たかさごに、融 資相談の記事を掲載し、 商工会議所と連携を図 り、市内中小企業事業者 に融資幹旋を実施	○	○	○
6-1-3-2	企業・事務所誘 致の推進	生活環境部		企業誘致 (高砂市企業立地 促進条例)	高砂臨海地区の工業跡地 に、先進技術活用ものづ くり産業とその関連産業 を誘致し、基幹産業とし て育成	企業誘致に向け土地所有 企業や関係機関に要望 先進技術活用ものづくり 産業及び関連産業に対し 奨励金を交付	○	○	○
6-1-3-2	企業・事務所誘 致の推進	生活環境部		企業誘致 (高砂市企業立地 促進条例)	企業誘致を促進できるよ うな条件の確立	社会環境の変化に応じた 立地支援策の新設・拡充 等の検討	○	○	○
6-1-3-2	企業・事務所誘 致の推進	生活環境部		企業誘致（地域経 済牽引事業の促進 による地域の成長 発展の基盤強化に 関する法律）	地域経済牽引事業の促進 による地域の成長発展の 基盤強化に関する法律に 基づく基本計画の策定	企業立地促進法改正及び 基本計画期間満了に伴 い、地域未来投資促進法 に基づく基本計画の策定	○	○	○
6-1-3-3	地域イノベー ション創出支援	生活環境部	地場産業創造事 業	地場産業創造	新たな地場産業の育成	竜山石を主とする石材業 の担い手の育成を支援す るため、竜山石を活用し たワークショップ開催等 竜山石関係事業を支援す る取組を検討	○	○	○
6-1-3-4	企業設備投資等 への支援	生活環境部			退職者等の人材活用や技 術をいかにさせる制度の構築 と推進	承継するための制度につ いての検討	○	○	○
6-1-4-1	市内消費の活性 化	生活環境部	商工業振興事業	商工業等の振興	国・県等の融資制度を活 用し、空き店舗対策など 商業の活性化に向けたソ フト事業を民間と協力し ながら推進	商工会議所と連携し、商 業振興発展についての商 業活性化調整会議を定期 的に実施し、事業の実施 について検討	○	○	○
6-1-4-1	市内消費の活性 化	生活環境部		本社機能移転・拡 充への支援	本社機能を移転・拡充す る企業に対する支援	市外から本社機能を移 転・拡充する企業に対す る支援策創設の検討	○	○	○
6-1-4-1	市内消費の活性 化	生活環境部		商業の活性化	市内消費活性化事業の実 施を推進	商業活性化調整会議を定 期的に開催し、商業活性 化基本計画の進捗状況及 び課題の抽出	○	○	○
6-1-4-1	市内消費の活性 化	生活環境部		商業の活性化	高砂商工会議所等商業団 体や商店街と連携し、商 店街活性化事業活用の研 究、研修等を実施	商業活性化調整会議を定 期的に開催し、商業活性 化基本計画の進捗状況及 び課題の抽出	○	○	○
6-1-4-2	空き店舗の活用	生活環境部		空き家・空き店舗 の有効活用	国・県等の融資制度を活 用し、空き店舗対策など 商業の活性化に向けたソ フト事業を民間と協力し ながら推進	空き家バンク制度を活用 し、事業者が空き家・空 き店舗を活用して出店し やすい環境整備を検討	○	○	○
6-1-4-3	商業環境の整備	生活環境部		商業環境の整備	地域の特性を考えた商業 環境の整備を検討	商業活性化調整会議を定 期的に開催し、商業活性 化基本計画の進捗状況及 び課題の抽出	○	○	○
6-1-4-4	創業（起業）支 援	生活環境部	中小企業融資事 業	創業（起業）支援	商工会議所や金融機関と 連携し、市内で創業（起 業）する事業者を支援	創業者向けの融資制度を 補完する保証料補助や利 子補給制度の活用	○	○	○
6-1-4-5	地域ブランドの 育成と情報発信	生活環境部	商工業振興事業	たかさご未来寄附 金記念品の贈呈	寄附者に対して感謝の意 を表するとともに、高砂 ブランド商品を広める。	記念品の見直し・追加 の検討	○	○	○
6-1-4-5	地域ブランドの 育成と情報発信	生活環境部	ふるさと創生組 織構築・推進事 業（再掲）	地域ブランド商品 開発の促進	地域ブランド商品の開発 と普及、啓発を進めてい くことにより地元商業の 活性化を促進	高砂市観光交流ビュー ロー等と連携し、市内の 物産品の掘起しを行い、 観光推奨品として認定 し、市内物産品を市内外 へPR	○	○	○
6-1-4-6	6次産業化への 取組支援	生活環境部		6次産業化への取組 支援	農商工連携に向けての取 組	6次産業化に取り組む事 業へ国・県の支援事業の 情報を提供	○	○	○
6-2-1-1	就労支援の充実	生活環境部	勤労者労働対策 事業	雇用の確保	就労情報・市内企業情報 の提供	「おしごとステーション たかさご」を運用し、就 労支援を実施（就労希望 者に市内企業の求人情報 の提供）	○	○	○



総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
6-2-1-2	労働者福祉の充実	生活環境部	(一財)高砂市勤労福祉財団運営補助事業	勤労者福祉の充実 (一般財団法人高砂市勤労福祉財団事業等補助金交付要綱)	勤労者福祉の充実	高砂市勤労福祉財団の運営補助	○	○	○
6-2-1-2	労働者福祉の充実	生活環境部	勤労者総合福祉センター運営管理事業	勤労者総合福祉センターの運営管理 (高砂市勤労者総合福祉センター条例)	勤労者福祉の充実	勤労者総合福祉センター施設の運営管理	○	○	○
6-2-1-2	労働者福祉の充実	生活環境部	勤労者労働対策事業	労働者福祉事業の推進	労働者福祉の充実	勤労者福祉事業の推進、 商工会議所・民商・県土協会と協力し市内商店、 中小企業の健康診断の実施	○	○	○
6-2-1-2	労働者福祉の充実	生活環境部	勤労者労働対策事業	労働者福祉事業の推進	労働者福祉の充実	勤労者と家族を対象にした スポーツ観戦ツアー、 勤労者を対象にしたス ポーツ大会、文化講演会 等の実施を支援	○	○	○
6-2-1-3	様々な形態の就労支援	生活環境部	シルバー人材センター運営事業	高齢者の就業機 会の増大と福祉の 増進(高齢者等 の雇用の安定等 に関する法律)	様々な形態の就労支援事 業の検討	シルバー人材センターの 運営補助	○	○	○
6-2-1-4	労働環境の整備	生活環境部	勤労者住宅資金融資事業	労働者環境の向上	労働者の生活環境の改善	2市2町での勤労者住宅資 金融資制度の見直しを 実施	○	○	○
6-2-1-4	労働環境の整備	生活環境部	勤労者労働対策事業(再掲)	労働対策事業の情報提供	広報活動や調査活動を実施	労働に関する国や県の事 業を周知	○	○	○
6-2-1-5	就労・労働相談の充実	生活環境部	(一財)高砂市勤労福祉財団運営補助事業(再掲)	勤労者福祉の充実 (一般財団法人高砂市勤労福祉財団事業等補助金交付要綱)	就労・労働相談体制の充実	高砂市勤労福祉財団やハ ローワークなど関係団体 と連携し就労・労働に関 する相談に対応できる体 制づくりを検討	○	○	○
6-3-1	地域資源をいかした観光と地域交流	生活環境部	ふるさと創生組織構築・推進事業	観光活性化、地域振興	魅力(誘客力・発信力) あるイベントの開催及び 開催を支援(誘客促進支援 事業)	たかさご万灯祭、Night Fantasy Illusion、高砂 観月能などの各種団体が 実施するイベントの開催 を支援	○	○	○
6-3-1-1	地域資源の発掘と活用	生活環境部	ふるさと創生組織構築・推進事業(再掲)	観光資源の発掘・活用	高砂応援大使(観光大使) の任命・活用	高砂市観光交流ビュー ローと連携し、市内にゆ かりのある著名人を応援 大使に任命し、各種メ ディアを通して高砂市を 発信	○	○	○
6-3-1-1	地域資源の発掘と活用	生活環境部	ふるさと創生組織構築・推進事業(再掲)	新たな観光事業の推進	新たな観光資源の発掘と 創出により、地域性、地 元資源をいかした観光・ レクリエーション拠点の 整備・充実	高砂市観光交流ビュー ローと連携し、「高砂」 という言葉を生かした結 びのまち推進事業や日本 三奇の一つである石の宝 殿をプロモーションする 事業を実施	○	○	○
6-3-1-2	観光拠点の整備検討	生活環境部	観光振興事業	観光活性化、地域振興	観光施設の整備(経年劣 化した「プライダル都市 高砂」の既設広報塔・看 板等の修繕等)	山電高砂駅前の経年劣 化した「プライダル都市高 砂」広報塔の更新	○	—	—
6-3-1-2	観光拠点の整備検討	生活環境部	高砂・堀川周辺地区整備事業	観光活性化、地域振興	観光施設の整備	高砂市に來られる人に対 する利便性の向上を図る ため、高砂駅前観光案内 所「ちちり」の運営や ワークショップの開催を 支援	○	○	○
6-3-1-3	市の魅力の発信	生活環境部	ふるさと創生組織構築・推進事業(再掲)	地域ブランド化と情報発信	ロケ地誘致の推進	ドラマ、映画、CMなど ロケ地誘致の推進のため の組織構築を支援	○	○	○
6-3-1-3	市の魅力の発信	生活環境部	ふるさと創生組織構築・推進事業(再掲)	地域ブランド化と情報発信	市の魅力発信(シティー セールス事業)	高砂市観光交流ビュー ローと連携し、市内の観 光情報を市内外に向けて 発信	○	○	○
6-3-1-4	歴史文化をいかしたまちづくり	生活環境部	観光振興事業	観光活性化、地域振興	観光資源の整備	たかさご万灯祭などのイ ベント開催を支援し、ま ちなみ等の魅力を発信	○	○	○
6-3-1-4	歴史文化をいかしたまちづくり	生活環境部	観光振興事業	観光活性化、地域振興	観光ルートの設定	東播磨ツーリズム協議会 並びに高砂市観光交流 ビューローと連携し、誘 客事業(観光ルート設定 等)について協議	○	○	○
6-3-1-4	歴史文化をいかしたまちづくり	生活環境部	高砂・堀川周辺地区整備事業	歴史・文化的価値のある建物の活用	文化歴史資源の活用	工業松右衛門旧宅及び遺 構を含む駐車場の施設情 報の発信と積極的な活用	○	○	○
6-3-1-5	交流拠点の形成・広域観光の推進	生活環境部	観光振興事業(再掲)	広域観光の推進	周遊型観光事業の検討と ツーリズム事業の開発	東播磨産業・ツーリズム 振興協議会や播磨圏域連 携中核都市圏ビジョンに 伴う連携市町等と連携 し、各種イベントの実施 を検討	○	○	○
6-3-1-5	交流拠点の形成・広域観光の推進	生活環境部	ふるさと創生組織構築・推進事業(再掲)	交流拠点の形成	地域への愛着と誇りや来 訪者へのおもてなしの心 を育む	観光ボランティアガイド の育成を支援(生石神社の 案内、インバウンド対応)	○	○	○
6-3-1-5	交流拠点の形成・広域観光の推進	生活環境部	ふるさと創生組織構築・推進事業(再掲)	観光事業の推進	プライダル都市高砂の 新たな展開を検討	高砂市観光交流ビュー ローが実施する結びの まち推進事業を支援	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
7-1-1-1	行政経営の効率化	教育部	教育委員会事務局管理事務事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育委員会事務局を運営する。	教育委員会事務局を運営するための経費	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	企画総務部	行政経営事業	総合政策に関する条例	財政計画、行政改革、定員適正化、人材育成等を相互に整合させ、連携を図り、トータルとして機能するように行政経営プランを推進する。	行政経営プランを推進する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	契約事務事業	契約に係る事務（高砂市契約規	契約事務及び入札参加資格審査申請事務を行う。	契約事務及び入札参加資格審査申請事務を行う。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	公有財産管理事業	公有財産の管理（高砂市公有財産規則）	全庁的な公有財産の数値等を把握するとともに、所管する普通財産の維持管理を行う。	全庁的な公有財産の数値等を把握するとともに、所管する普通財産の維持管理を行う。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	債権管理事務事業	徴収事務	市債権の管理を強化し、市債権未済額の縮減を図る。	四半期毎に担当課に対する定期・個別案件ヒアリング、部長及び室長に対するヒアリング及び副市長報告を繰り返し実施することにより全庁的債権管理を強化する。担当課ヒアリングに十分な時間を費やし、個別案件毎に早期解決に向けた指導助言を行い、市債権未済額を縮減する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	教育部	小学校運営管理事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各小学校の運営管理を行う。	各小学校の運営管理に要する経費	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	企画総務部	人事管理事務事業	人事管理（定員適正化計画）	定員管理の推進と適材適所の人事配置を推進する。	職員採用試験、任用試験、昇任試験を実施する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	税務事務事業	税務事務	税務行政を円滑に推進する。	税務行政を円滑に推進する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	教育部	中学校運営管理事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各中学校の運営管理を行う。	各中学校の運営管理に要する経費	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	庁用自動車管理事業	公用自動車の管理（公用自動車管理規程）	全庁的な公用車の統括的な事務を執行するとともに、管理公用車の維持管理を行う。	全庁的な公用車の統括的な事務を執行するとともに、管理公用車9台の維持管理を行う。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	低公害車購入事業	低公害車購入	省エネやCO2削減に貢献するため、電気自動車1台を購入する。	電気自動車1台を購入する。	○	—	—
7-1-1-1	行政経営の効率化	教育部	文化財保護事業、工業松右衛門旧宅保存整備事業、工業松右衛門旧宅運営管理事業	指定文化財の保護（文化財保護法）（兵庫県文化財保護条例）（高砂市文化財保護条例）	かけがえのない文化財を活用しながら、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する。	文化財の調査、普及、活用を行う。市指定文化財の工業松右衛門旧宅を公開活用する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	こども未来部	幼稚園運営管理事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	各幼稚園の運営管理を行う。	各幼稚園の運営管理を行う経費	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	用地事務事業	用地取得事務（高砂市公有財産規則）	県用地対策連絡協議会との連絡等を主として、他部局との用地取得に係る事務の連携を行う。	県用地対策連絡協議会との連絡等を主として、他部局との用地取得に係る事務の連携を行う。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	用品管理事業	用品購入等に係る事務	全庁的な共通印刷物を購入するとともに管理する。	全庁的な共通印刷物を購入するとともに管理する。	○	○	○
7-1-1-1	行政経営の効率化	財務部	市税賦課徴収事務事業	徴収事務	市税徴収率の向上を図る。	歳入を確保するために、滞納者について、各種財産調査を行い、滞納整理を早期に着手し法令を遵守した滞納処分を実施するとともに、納付・相談の機会の拡充をし、徴収率の向上を図る。	○	○	○
7-1-1-2	持続可能な財政運営	財務部	財政管理事務事業	新地方公会計に係る事務	統一的な基準による新地方公会計制度の整備に取り組む。	統一的な基準による新地方公会計制度に基づいた財務書類等を作成する。	○	○	○
7-1-1-3	公共施設等総合管理計画の推進	企画総務部	公共施設等総合管理事業	公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）	公共施設等（インフラを含む）について、施設の現況を把握し、最適な配置と有効活用及び今後の財政負担の軽減・平準化を図る。	平成29年度に策定した個別計画内案を基に、市民説明会を実施し、全体最適化計画として取りまとめを進める。	○	○	○
7-1-1-3	公共施設等総合管理計画の推進	企画総務部	公共施設等総合管理事業	公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省）	長寿命化の意義を定め、施設の老朽化対策や機能の充実などを目的に保全計画を策定する。	保全計画を策定する。	○	○	—
7-1-1-4	職員の意識改革と組織の活性化	企画総務部	職員研修事業	人材育成（地公法第39条第1項）	政策形成能力、業務遂行能力を高め、柔軟な発想で事業を企画推進できる職員を育成する。	基本、特別・専門、派遣研修を実施する。	○	○	○
7-1-1-4	職員の意識改革と組織の活性化	企画総務部	人事評価	人事評価（地公法第23条の2第1項、人事評価に関する規則）	活力と組織力の向上を図るため、人事評価制度を適切に運用する。	人事評価を実施する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課		事業計画（事業）			実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
7-1-1-4	職員の意識改革 と組織の活性化	企画総務部	組織の見直し		第4次総合計画後期基本 計画・たかさご未来総合 戦略を確実に実施できる 組織体制を整備する。	スリムで機動的な組織を 整備する。	○	○	○
7-1-1-5	事務事業の見直し と民間委託	企画総務部	企画事務事業 (行政管理事務 経費)		事務の民間委託や内部事 務の見直しを推進し、高 い行政サービスの提供に 努める。	指定管理者候補者審査委 員会を開催する。	○	○	—
7-1-1-5	事務事業の見直し と民間委託	健康文化部	戸籍住民基本台 帳事務事業（再 掲）	戸籍・住民基本台 帳事務 印鑑登録事務 (戸籍法) (住民基本台帳 法) (印鑑条例)	市民サービスの向上	住民票、戸籍謄抄本、印 鑑登録証明書等交付 住民異動届、戸籍届出書 の受付及び記載処理 印鑑登録申請の受付及び 処理 住民基本台帳ネットワー ク 電子証明書の発行及び交 付 電子申請	○	○	○
7-1-1-5	事務事業の見直し と民間委託	健康文化部	市民サービス コーナー運営管 理事業	市民サービスコー ナー及び市民コー ナー運営	市民サービスの向上	住民票、税等証明書交付 各種申請、届出の受付 本庁業務の受付連絡 水道開閉届出の受付 地域の相談受付と助言	○	○	○
7-1-1-5	事務事業の見直し と民間委託	企画総務部	事務事業の見直 し		事務の民間委託や内部事 務の見直しを推進し、高 い行政サービスの提供に 努める。	正規職員をコア業務への 集中化を図るとともに、 事務事業を見直し、業務 をアウトソーシングす る。	○	○	○
7-1-1-5	事務事業の見直し と民間委託	企画総務部	社会保障・税番 号制度システム 整備事業	社会保障・税番号 制度システム整備 (行政手続におけ る特定の個人を識 別するための番号 の利用等に関する 法律)	社会保障と税番号制度の 円滑な施行のため、対応 するシステムの整備を図 る。	平成29年11月から本格運 用開始された、国及び地 方自治体等との情報連携 について、平成30年7月よ り改版後のデータ標準レ イアウトにより情報連携 されるため、環境整備及 び運用サポートを実施す る。	○	○	○
7-1-1-5	事務事業の見直し と民間委託	企画総務部	大学等との連携		まちづくりの各分野で連携 ・協力することにより、 活力ある個性豊かな 地域社会の創生及び発展 と人材育成を図る。	大学等との連携及び協力 関係を強化することで行政 サービスの向上及び高 砂市の新たな魅力の再発 見につなげる。	○	○	○
7-1-1-6	行政情報提供の 充実	企画総務部	広報広聴事業	情報公開 (高砂市情報公開 条例)	市民との情報の格差を是 正するため、行政情報を 積極的に公表・公開す る。	ホームページ等で行政情 報を積極的に公表・公開 するとともに、情報公開 制度を適正に運用する。	○	○	○
7-1-1-6	行政情報提供の 充実	企画総務部	広報広聴事業	個人情報の保護 (高砂市個人情報 保護条例)	個人情報の流失によって 市民の権利や利益が侵害 されないよう、個人情報 の取得や管理を適正に行 う。	個人情報保護制度に基づ き、個人情報の厳密な管 理、適正な運用を行う。	○	○	○
7-1-1-6	行政情報提供の 充実	企画総務部	文書・法制事務 事業 (文書管理経費)	文書管理 (高砂市文書取扱規 程)	ファイリングシステムの 活用により公文書の適正 な保管に努め、文書検索 を容易にし、情報公開を 推進する。	・ファイリングシステム 一般研修会を実施する。 ・ファイリングシステム 維持管理点検を実施す る。 ・点検後の改善指導及び 助言を行う。	○	○	○
7-1-1-7	新庁舎構想の推 進	企画総務部	新庁舎建設事業	新庁舎建設	市民にとって利便性が高 く、また多様化する行政 ニーズに迅速かつ的確に 対応できるような新庁舎 建設を推進する。	新庁舎建設・実施設計の 策定と新庁舎建設工事に 着手する。	○	○	○
7-2-1-2	播磨圏域連携中 枢都市圏構想に よる連携	企画総務部		効率的で効果的な 広域行政の展開 (姫路市及び高砂 市における連携中 枢都市圏形成に係 る連携協約)	播磨圏域の経済を活性化 し、魅力を高めるととも に、住民が安心して快適 に暮らすことのできる圏 域を形成するため、姫路 市と役割を分担して播磨 圏域における連携中枢都 市圏構想を推進する。	姫路市との連携協約に基 づき、都市圏ビジョンに おける具体的な事業の推 進を図るとともに、事業 の進捗管理を行う。	○	○	○
7-2-1-3	東播磨海広域行政 協議会による 連携	企画総務部	企画事務事業 (広域協議会)	効率的で効果的な 広域行政の展開 (東播磨海広域行政 協議会規約)	東播磨海広域市町村圏の 振興整備に関する総合的 な計画の策定及びこれに 基づく施策の実施を促進 することにより、市町が 当面する諸問題を解決 し、住民福祉の向上を図 る。	広域行政サービスの向 上、圏域内の文化・ス ポーツ振興、広域観光な どの様々な課題について 協議を行い、事業を実施 する。	○	○	○
7-2-1-4	その他広域的な 取組	企画総務部	企画事務事業 (広域協議会)	効率的で効果的な 広域行政の展開 (播磨広域連携協 議会規約ほか)	広域的な視点から市町の 枠組みを超えた様々な課 題に柔軟に対応してい く。	播磨広域連携協議会等 において、観光、防災、環 境などの様々な課題につ いて協議を行い、事業を 実施する。	○	○	○
7-2-2-1	ホームページの 充実	企画総務部	広報広聴事業	ホームページの充 実	情報量が多く即時性がある ホームページを充実 し、市内外に情報を発信 する。	コンテンツの充実を図る とともに、新規施策、制 度について、より詳しく タイムリーに情報を更新 し発信する。	○	○	○

総合計画項目		部・室・課	事業計画（事業）				実施計画（年度）		
後期 総計番号	後期基本計画 取組項目	部	事業名	項目 (根拠法令等)	事業目的	事業内容 (主に30年度)	30年度	31年度	32年度
7-2-2-2	電子申請システムの利用拡大	企画総務部	電子自治体推進事業	情報施策による市民サービス	電子申請事務手続の拡充、利用促進を図る。	電子申請等の拡大・拡充を図るため、マイナポータルを活用を行うとともに、電子申請の利用者数の増加や利用手続きの増加を図る。	○	○	○
7-2-2-3	施設予約システムの利用促進	企画総務部	情報施策による市民サービス	情報施策による市民サービス	施設予約システムの利便性の向上及び公共施設の利用促進を図る。	施設予約システムの利便性向上のため、適切な管理・運用を行う。	○	○	○
7-2-2-4	図書館システムによる利用促進	教育部	図書館運営管理事業（再掲）	図書館運営管理経費	新図書館において、業務の効率性、利用者の利便性を図るため、図書館システムを運用する。	新図書館において、蔵書検索や予約、利用状況照会などができる図書館システムを借り上げる。	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	企画総務部	行政情報化の推進	行政情報化の推進	統合型地理情報システムの整備を図る。	統合型地理情報システムの導入を検討する。	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	健康文化部	戸籍住民基本台帳事務事業	住民基本台帳事務（住民基本台帳法） （行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令）	市民サービスの向上	個人番号通知カード、個人番号カードの発行及び交付	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	健康文化部	戸籍住民基本台帳事務事業	戸籍・住民基本台帳事務 印鑑登録事務 税務事務（戸籍法） （住民基本台帳法） （印鑑条例） （地方税法）	市民サービスの向上	コンビニ交付	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	企画総務部			ビッグデータの活用方策の検討を行う。	RESASや統計情報などの分析を行うための自治体シンクタンクの研究を行う。	○	○	○
7-2-2-5	地域情報化の推進	企画総務部			マイナンバー制度の効果的、効率的な運用を行う。	平成29年7月からのマイナポータルの本格的な稼働に向けて円滑な導入準備を進めるとともに、マイナンバー制度を活用した効率化の検討を行う。	○	○	○